

千葉地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 修正申告の取消等請求事件

国側当事者・国(松戸税務署長)

令和4年11月11日却下・棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
処分行政庁	松戸税務署長
	吉瀬 唯史
同指定代理人	八屋 敦子
	尾形 信周
	的場 将男
	西村 孝
	若原 浩司
	箕浦 桃子
	高橋 正樹
	緑川 慎司
	稲毛 明日香
	田名後 正範
	久保 由紀子
	佐藤 栄祐

主 文

- 1 本件訴えのうち平成27年課税期間及び平成28年課税期間の消費税及び地方消費税に係る無申告加算税及び重加算税の各賦課決定の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者が求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 処分行政庁が令和2年1月27日付けで原告に対してした平成24年分の所得税並びに平成25年分ないし平成30年分の所得税及び復興特別所得税に係る重加算税の各賦課決定をいずれも取り消す。
- (2) 処分行政庁が令和2年1月27日付けで原告に対してした平成26年課税期間ないし平成28年課税期間の消費税及び地方消費税に係る無申告加算税及び重加算税の各賦課決定、平成29年課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税の賦課決定並びに平成30年課税

期間の消費税及び地方消費税に係る無申告加算税及び重加算税の賦課決定（平成29年課税期間及び平成30年課税期間に係る各賦課決定については令和2年7月27日付け変更決定により減額された後のもの）をいずれも取り消す。

(3) 処分行政庁が令和2年6月11日付けで原告に対してした平成26年分ないし平成30年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求についての更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。

(4) 処分行政庁が令和2年6月11日付けで原告に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正の請求についての更正すべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。

2 被告の答弁

主文同旨

第2 事案の概要

原告は、個人で型枠工事業を行っていた者であるところ、請求の趣旨記載の各年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告を法定申告期限までにしていたが、請求の趣旨記載の各課税期間の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の確定申告をしていなかった（平成29年課税期間については法定申告期限後にしていた。）。

処分行政庁は、上記各年分の所得税等及び上記各課税期間の消費税等に関する調査を行った上、その結果により、上記各年分の所得税等について事業所得の金額が過少に申告されている、上記各課税期間の消費税等について確定申告がされていないなどとして、原告に対し、修正申告及び期限後申告を勧奨した。これを受けて、原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、上記各年分の所得税等の修正申告をし、上記各課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）をした。

処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、上記各年分の所得税等について国税通則法（平成29年1月1日前に法定申告期限が到来した国税については平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）68条1項の規定による重加算税の賦課決定（以下「平成24年所得税加算税賦課決定」などといい、平成24年から平成30年までのものを併せて「本件各所得税加算税賦課決定」という。）をし、上記各課税期間の消費税等について同法66条1項の規定による無申告加算税の賦課決定及び同法68条2項の規定による重加算税の賦課決定（平成29年課税期間については重加算税の賦課決定のみ。以下「平成26年消費税加算税賦課決定」などといい、平成26年から平成30年までのものを併せて「本件各消費税加算税賦課決定」という。）をした。

原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、上記各年分のうち平成26年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に係る事業所得の金額及び上記各課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る課税標準額が過大であることを理由として、上記各年分のうち平成26年分ないし平成30年分の所得税等及び上記各課税期間の消費税等について更正の請求をした。処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした（このうち、所得税等についての通知処分を、以下「平成26年所得税通知処分」などといい、平成26年から平成30年までのものを併せて「本件各所得税通知処分」という。また、消費税等についての通知処分を、以下「平成26年消費税通知処分」などといい、平成26年から平成30年までのものを併

せて「本件各消費税通知処分」という。)

本件は、原告が、上記更正の請求における主張と同様に主張し、処分行政庁の所属する国を被告として、本件各所得税加算税賦課決定及び本件各消費税加算税賦課決定（平成29年消費税加算税賦課決定及び平成30年消費税加算税賦課決定については令和2年7月27日付け変更決定により減額された後のもの）の取消しを求めるとともに、本件各所得税通知処分及び本件各消費税通知処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

別紙1のとおり

2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は各項に掲記の証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 当事者等

ア 原告（昭和●年●月生）は、平成22年頃から「A」の屋号を使用して個人で建設業を行っていた者である。（乙5、6）

原告は、土木建築工事の設計、施工、請負等を目的として昭和61年5月●日に設立された有限会社B（平成5年10月23日に株式会社に組織変更）の代表者を務めた後、建築工事、土木工事の請負、設計、施工等を目的として平成15年11月●日に設立された原告の妻である乙が代表者を務める有限会社C（平成19年1月24日に株式会社Dに商号変更。以下「D社」という。）の従業員として稼働していた。株式会社Bは、平成16年3月●日、破産宣言を受け、D社は、平成23年12月●日、破産手続開始決定を受けた。（乙1ないし4、弁論の全趣旨）

イ 処分行政庁は、請求の趣旨記載の各年分の所得税等の申告書及び請求の趣旨記載の各課税期間の消費税等の申告書の提出の際における原告の住所地を所轄する税務署長である。

（弁論の全趣旨）

(2) 原告の事業の内容

ア 原告は、E株式会社、F株式会社、株式会社G、有限会社H、I株式会社、有限会社Jほかの売上先（以下、単に「E」のようにいう。）から工事を受注し、その規模や納期に応じて、自ら施工を行うほか、他の施工業者（外注先）に工事の一部又は全部の施工を委託していた（以下、原告が売上先から受注した工事のうち、原告が単独で施工した工事を「単独工事」といい、外注先に一部又は全部の施工を委託した工事を「外注工事」という。）。（乙5、弁論の全趣旨）

イ 原告は、売上先からの工事の受注を、全て口頭（対面のほか電話によるものを含む。）で行っていた。原告は、売上先に対する工事代金の請求を、出来高に基づいて月末締めで作成した請求書（乙10の1及び2）を送付する方法により行っていた。請求書には、施工場所、施工内容、施工に要した人工数や施工した平米数、単価、人工数や平米数に単価を乗じて算出した金額、当該金額に係る消費税の金額、当該工事に要した高速代やガソリン代などの費用の金額が記載されており、送付先により、業務に従事した者（外注先を含む。）の氏名及びその月の従事の状況、従事日数等が記載された出勤表が添付されていた。原告は、売上先からの工事代金の支払を、請求書の作成の月の翌月又は翌々月に、主としてK銀行松戸支店の原告名義の普通預金口座（以下「本件口座」という。）への振込みの方法により受けていたが、一部については現金や手形の授受の方法により受けていた。原

告は、月に一度は、本件口座の預金通帳の記帳を行い、売上先からの入金額が原告の請求書に記載された請求額と一致していることを確認していた。(乙5、11、12、14、弁論の全趣旨)

ウ 原告は、外注先の外注工事への従事の状態を、作業日報(D社の社名が印字されているもの。乙15)により把握していた。原告は、外注先に対する外注費の支払を、売上先からの工事代金の支払があった後に、本件口座からの振込み又は現金の授受の方法により行っていた。原告は、その他の経費(材料費、リース代、ガソリン代、資材置場の地代、土建組合費など)の支払についても、本件口座からの振込み又は現金の授受の方法により行っていた。(乙5、14、弁論の全趣旨)

エ 原告は、平成27年分以降の所得税等の確定申告に先立ち、本件口座の預金通帳と請求書を基に、当該年分の売上金額の集計メモ(売上先ごとに月別の内訳及び合計額を記載したもの。乙5の7枚目はその平成30年分)、作業日報を基に、当該年分の外注費の集計メモ(外注先ごとに月別の内訳及び合計額を記載したもの。乙5の8枚目はその平成30年分)、本件口座の預金通帳や領収書を基に、その他の経費の内訳を記載した集計メモ(乙5の9枚目はその平成30年分)を作成していた。(乙5、弁論の全趣旨)

(3) 課税処分及び通知処分の経緯

課税処分及び通知処分の経緯は、別紙2のとおりであるほか、次のとおりである。

ア 原告は、平成22年頃、個人で型枠工事業を行うようになったが、処分行政庁に対し、個人事業の開業届出書を提出しなかった。原告は、平成23年2月14日、処分行政庁に対し、電子申告・納税等開始届出書(乙17)を提出したところ、職業を無職としていた。(弁論の全趣旨)

イ 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告をした(別紙2の第1の1)。原告は、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告において、職業を無職とした上、その事業に係る収入金額、必要経費の金額を雑所得の収入金額、雑所得に係る必要経費の金額としていた。原告は、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、職業を建設業とした上、その事業に係る収入金額、必要経費の金額を事業所得の収入金額、事業所得に係る必要経費の金額としていた。原告は、松戸税務署が納税者の確定申告書の作成及び提出のため設置した申告書作成会場において、担当職員に相談しながら、上記各年分の所得税等の確定申告書を作成し提出しており、平成27年分ないし平成30年分については、会場に、上記(2)エの売上金額、外注費、その他の経費の各集計メモを持参し、それらの記載に基づいて当該年分のその事業に係る収支内訳書(乙18の1ないし4)を作成し、その記載に基づいて確定申告書を作成し提出していた。原告は、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告において、売上先から受注した工事のうち単独工事に係る売上金額を月額10万円程度とし、それに12か月を乗じた金額のみを雑所得の収入金額とし、倉庫代等の経費の金額(外注費の額は含まれていない。)を雑所得に係る必要経費の金額としていた(原告がこの際に売上金額、経費の金額の根拠としていた資料は残っていない。)。原告は、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、主な売上先であるEに対する売上金額とその他の売上先に対する売上金額の一部を売上金額の集計メモに記載し、その金額のみを事業所得の収入金額とし、外注費、その他の経費の各集計メモ

に記載した金額を事業所得に係る必要経費の金額としていた（収支内訳書は4か年分が全て残っているが、売上金額、外注費、その他の経費の各集計メモは平成30年分のもののみが残っている。）。（乙5ないし7、弁論の全趣旨）

ウ 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の確定申告をしなかった。

原告は、平成30年5月29日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、平成29年課税期間の消費税等の確定申告をした（別紙2の第2の1（4））。処分行政庁は、平成30年6月27日付けで、原告に対し、平成29年課税期間の消費税等についての無申告加算税の賦課決定をした（別紙2の第2の1（4））。

エ 松戸税務署の調査担当職員は、令和元年7月17日から同年12月17日まで、原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の調査を行った。（乙13）

原告は、松戸税務署の調査担当職員に対し、上記（2）エの売上金額、外注費、その他の経費の各集計メモのうち、平成30年分のもを提示したが、平成27年分ないし平成29年分のもは平成31年1月の引越しの際に処分したとして提示しなかった。原告は、その事業に係る取引の年月日、売上先、外注先ほかの相手方及び金額などを記載した帳簿類を、平成30年分の各集計メモのほかに提示しなかった。原告は、平成30年分の売上金額に係る請求書の控えの一部、平成30年分の経費に係る領収書の一部等を提示したが、その事業に係る請求書や領収書などの原始記録を、そのほかに提示しなかった。調査担当職員は、K銀行松戸支店に対する照会を行い、本件口座の取引推移一覧表（乙14）を取得した上、売上先に対する反面調査を行った。（乙5ないし7、11ないし13、16、23、24）

松戸税務署の調査担当職員は、令和元年12月17日、原告に対し、調査の結果によれば平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等のいずれについても更正又は決定をすべきであると認められるとした。調査担当職員は、「修正申告等について」と題する書面（乙27）により、修正申告書又は期限後申告書を提出した場合の効果を説明した上、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）を勧奨した。原告は、調査担当職員が提示した修正申告及び期限後申告の内容のうち外注費ほかの経費の金額に納得することができないとし、外注費ほかの経費の金額は本件口座の預金通帳から把握することができること申し立てた。調査担当職員は、外注費ほかの経費に関する書類が保存されていないことを指摘した上、外注費ほかの経費の算定方法について、本来、支出した事実を確認することができないものは必要経費として認めることができないが、原告の事業上は経費が発生するのが通常であることを考慮し、収入金額に占める経費の割合を用いて算定したこと、本件口座の預金通帳から外注費ほかの経費であると考えられる支出の金額を抽出し集計しても上記の経費の割合を用いて算定した外注費ほかの経費の金額に及ばないことを説明し、理解を求めた。（乙13、16、25、26）

原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告をし（別紙2の第1の2）、平成26年課税期間ないし平成30年

課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）をした（別紙2の第2の1）。これらの修正申告及び期限後申告の内容は、全て、松戸税務署の調査担当職員が上記の勧奨時に原告に対して提示したものである。原告は、処分行政庁に対し、上記の「修正申告等について」と題する書面の控えに署名押印をし提出した。原告は、同月18日、処分行政庁に対し、個人事業の廃業届出書を提出した。（乙13、16、27、弁論の全趣旨）

オ 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての重加算税の賦課決定（本件各所得税加算税賦課決定）をし（別紙2の第1の3）、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての無申告加算税及び重加算税の賦課決定（平成29年課税期間については重加算税の賦課決定。本件各消費税加算税賦課決定）をした（別紙2の第2の2）。

カ 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、平成26年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等について、更正の請求をし（別紙2の第1の4及び第2の3）、所得税等について、総所得金額及び納付すべき税額をそれぞれの年分の確定申告に係る金額に更正することを求め、消費税等について、課税標準額及び消費税等の税額を0円（平成29年課税期間についてはその課税期間の確定申告に係る金額）に更正することを求めた。

松戸税務署の調査担当職員は、令和2年3月30日、原告に対し、更正の請求の根拠となる新たな書類の提出の有無を確認したところ、原告は、同年4月7日、平成30年分の外注費の集計メモ（乙5の8枚目）の写しに未計上の外注費を加入したもの（乙35）、平成30年分のその他の経費の集計メモ（乙5の9枚目）の写しに未計上の経費を加入したもの（乙36）のほか、作業員名簿（乙37）を提出した。調査担当職員は、令和2年4月9日、原告に対し、一人親方であることや売上、経費が分かる書類、例えば帳簿やその基となった請求書の控え、領収書などを提出するよう求めたところ、原告は、同年5月11日、「支払内訳 5月7日」と題するメモ（平成24年分ないし平成30年分の各年別に、外注費の合計金額、外注先ごとの合計金額、その他の経費として損害保険料や交際費の金額が記載されているもの。乙38）、平成24年分ないし平成30年分の収支内訳書（「外注工賃」欄、「その他の経費」の「交際費」欄及び「損害保険料」欄に、上記外注費の合計額や損害保険料、交際費の各金額が記載されており、他は空欄とされているもの。乙39）を提出した。（乙34）

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、上記各更正の請求について、それぞれ、更正をすべき理由がない旨の通知処分（本件各所得税通知処分及び本件各消費税通知処分）をした（別紙2の第1の4及び第2の3）。

キ 原告は、国税不服審判所長に対し、令和2年2月23日、上記オの賦課決定についての審査請求をし、同年7月8日、上記カの通知処分についての審査請求をした（別紙2の第1の5及び第2の4（1））。国税不服審判所長は、国税通則法104条1項の規定により、上記各審査請求について併合審理をした（別紙2の第1の5及び第2の4（1））。

原告は、審査請求の審理において、担当国税審判官に対し、L信用組合の振込みカード4枚（乙46）、「年度別外注費及び材料費、その他内訳」と記載された書面（乙47）、外注費の領収証14枚（乙48）、K銀行松戸支店作成の本件口座の取引推移一覧表（原

告が外注費、材料費の振込みと指摘するものにマーカーが付されているもの。乙49)を提出した。

処分行政庁は、令和2年7月27日付けで、原告に対し、平成27年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等について、無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定をした(別紙2の第2の4(2))。国税不服審判所長は、国税通則法104条2項の規定により、上記変更決定のうち平成27年課税期間及び平成28年課税期間に係るものについて上記審査請求との併せ審理をした(別紙2の第2の4(2))。

国税不服審判所長は、令和3年2月16日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する裁決をした(別紙2の第1の5及び第2の4(3))。

ク 地方消費税(譲渡割)について国が処分を行っているのは、地方税法制定附則9条の4第1項の規定により、地方税消費税(譲渡割)の賦課徴収については、当分の間、地方税法の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする事とされているためである。

(4) 訴えの提起

原告は、令和3年8月12日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

3 課税処分及び通知処分の根拠

被告が主張する課税処分及び通知処分の根拠は別紙3のとおりである。

4 争点

本件の争点は、(1)平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定の取消しの訴えの適否、具体的には、平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定は令和2年7月27日付け変更決定がされたことにより消滅したか否か(本案前の争点)、(2)平成26年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告書に記載された事業所得の金額に誤りがあることにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である(国税通則法23条1項1号)か否か(本案の争点1の1)、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告書(平成29年課税期間については修正申告書)に記載された課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあることにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である(国税通則法23条1項1号)か否か(本案の争点1の2)、すなわち、上記各修正申告書等に記載された原告の平成26年分ないし平成30年分の所得税等に係る事業所得の金額並びに平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等に係る課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額の適否(本案の争点1)、(3)原告が平成24年分ないし平成30年分の所得税等の期限内申告において事業所得の金額の全部又は一部を計上しなかったことについて、原告がその基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限内申告をしていた(国税通則法68条1項)か否か(本案の争点2の1)、原告が平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等について期限内申告をしなかったこと(平成29年課税期間については、期限後申告において課税売上額の全部又は一部を計上しなかったこと)について、原告がその基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限内申告をしていなかった(平成29年課税期間については、期限後申告をしていた)(国税通則法68条2項)か否か(本案の争点2の2)である。

5 当事者の主張

(1) 本案前の主張

(被告の主張)

本件訴えのうち平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定の取消しを求める部分は、各賦課決定が令和2年7月27日付け変更決定の処分内容として吸収され消滅したことによって、各賦課決定の取消しを求める訴えの利益が失われているのであり、不適法である。

ア 国税通則法65条1項の規定による過少申告加算税と同法68条1項の規定による重加算税は、いずれも申告納税方式による国税について過少な申告をした納税者に対する行政上の制裁として賦課されるものであり、同一の修正申告又は更正に係るものである限りその賦課及び税額等の計算の基礎を同じくし、ただ、重加算税は、過少申告加算税の賦課要件に該当することに加えて、当該納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づいて納税申告書を提出する不正な手段を用いたという特別の事由が存する場合に、過少申告加算税より重い制裁を課するものであるから、重加算税の賦課決定は、過少申告加算税の賦課決定と別個独立の処分でなく、過少申告加算税の賦課決定に相当する部分を含んでいると解するのが相当である（最高裁判所昭和58年10月27日第一小法廷判決・民集37巻8号1196頁）。ところで、過少申告加算税と無申告加算税は、いずれも申告義務違反に対する行政上の制裁であり、その本質において異なる（最高裁判所昭和40年2月5日第二小法廷判決・民集19巻1号106頁）から、上記の過少申告加算税に代えて重加算税が賦課される場面と同様に、無申告加算税に代えて重加算税が賦課される場面（国税通則法68条2項）においても、重加算税の賦課は、無申告加算税の賦課と別個独立の処分でなく、それに相当する部分を含んでいるものと解するのが相当である。

イ このように重加算税と無申告加算税に包含関係があることを前提とすると、加算税の額の計算の基礎となる税額に変更がなく、隠蔽仮装に基づく加重部分に変更があることに伴い、重加算税と無申告加算税が変更される場合、変更決定は重加算税と無申告加算税を全体として一つのものとして加算税の額を変更する一個の処分であると解されるのであって、重加算税と無申告加算税を合わせた加算税の額が全体として増額される場合が増額の変更決定であり、重加算税と無申告加算税を合わせた加算税の額が全体として減額される場合が減額の変更決定であることとなる。そうすると、処分行政庁が令和2年7月27日付けで原告に対してした各変更決定のうち、①無申告加算税の額を1500円減額する一方で、重加算税の額を8000円増額し、加算税の額を合わせて6500円増額した平成27年課税期間の消費税等に係るものと、②無申告加算税の額を3000円減額する一方で、重加算税の額を4000円増額し、加算税の額を合わせて10000円増額した平成28年課税期間の消費税等に係るものは、増額の変更決定であることとなる。増額の変更決定は、納税義務の内容を総額的に確定させる行為であり、一定額を追加する処分でないから、当初の賦課決定である平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定は、その後、増額の変更決定がされたことにより、当該変更決定の処分内容として吸収され消滅したのであり、平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定の取消しを求める訴えの利益は失われているというべきである。

ウ 仮に、原告が、平成27年課税期間の消費税等及び平成28年課税期間の消費税等について、処分行政庁が令和2年7月27日付けで原告に対してした各変更決定の取消しを求めているものとしても、これらの変更決定については審査請求がされていないから、その取消しを求める訴えは、不服申立ての前置を欠くのであり、不適法である。すなわち、国税通則法115条1項の「審査請求についての裁決を経た」というためには当該審査請求が適法にされていることを要するところ、同法104条2項の併せ審理の対象となった更正決定等については、そもそも不服申立てがされておらず、職権で審理が行われたにすぎないのであり、取消しの必要がない限り裁決がされることはないから、併せ審理の対象となった更正決定等については「審査請求についての裁決を経た」ということができないと解され、その取消しを求める訴えは不服申立ての前置を欠く。

(2) 本案の主張

(被告の主張)

ア 事業所得の金額について

(ア) 被告が主張する原告の平成24年分ないし平成30年分の事業所得に係る総収入金額(別紙3の第1の1ないし7の各(1)ア(ア))は、別紙2の第1の2(1)ないし(7)の上記各年分の修正申告に係る金額と同額(平成24年分1634万2399円、平成25年分2120万7659円、平成26年分1925万9756円、平成27年分1537万3576円、平成28年分1205万0542円、平成29年分1091万8533円、平成30年分1373万7112円)である。

上記各年分の修正申告に係る金額は、松戸税務署の調査担当職員が令和元年7月29日から同年12月17日まで行った原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の調査において、原告の上記各年分の期限内申告に係る総収入金額と、原告が保管していた原始記録及び売上先に対する反面調査により把握した売上金額との開差額から、売上除外の事実を把握し、その売上除外の金額を原告の上記各年分の期限内申告に係る総収入金額と合計した金額であり(売上先から本件口座への入金額の合計は、平成24年が1854万2346円、平成25年が1741万4583円、平成26年が1976万2704円、平成27年が1524万4309円、平成28年が1183万1494円、平成29年が1163万1117円、平成30年が1363万6480円であった。乙14)、調査により実額で把握されたものであるから、上記各年分の修正申告に係る金額が原告の上記各年分の事業所得に係る総収入金額であると認めることができる。

したがって、原告の上記各年分の事業所得に係る総収入金額は被告が主張する上記金額である。

(イ) 被告が主張する原告の平成24年分ないし平成30年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額(別紙3の第1の1ないし7の各(1)ア(イ))は、別紙2の第1の2(1)ないし(7)の上記各年分の修正申告に係る金額と同額(平成24年分外注費719万0656円、地代家賃108万0855円、その他の経費248万0775円(減価償却費32万1945円を含む。))の合計1075万2286円、平成25年分外注費933万1370円、地代家賃134万3093円、その他の経費321万9322円(減価償却費41万7791円を含む。))の合計1389万3785円、

平成26年分外注費847万4293円、地代家賃123万8101円、その他の経費292万3633円（減価償却費37万9417円を含む。）の合計1263万6027円、平成27年分外注費718万2250円、地代家賃94万円、その他の経費191万2735円（減価償却費は0円）の合計1003万4985円、平成28年分外注費558万5000円、地代家賃94万円、その他の経費227万9731円（減価償却費54万円を含む。）の合計880万4731円、平成29年分外注費452万4405円、地代家賃88万円、その他の経費157万8709円（減価償却費25万円を含む。）の合計698万3114円、平成30年分外注費569万7900円、地代家賃80万円、その他の経費199万2906円（減価償却費15万円を含む。）の合計849万0806円）である。

上記各年分の修正申告に係る金額のうち、平成27年分ないし平成30年分の外注費の金額は、原告が当該年分の所得税等の確定申告書に添付した収支内訳書の「外注工賃」欄に記載された金額（平成30年分については、上記「外注工賃」欄に記載された金額に、原告が計上漏れが生じていると指摘した13万円を加えた金額）である。平成27年分ないし平成30年分の地代家賃の金額は、原告が当該年分の所得税等の確定申告書に添付した収支内訳書の「地代家賃」欄に記載された金額に、松戸税務署の調査担当職員が計上漏れが生じている事実を把握した倉庫代20万円を加えた金額である。平成27年分ないし平成30年分のその他の経費（減価償却費を含む。）の金額は、原告が当該年分の所得税等の確定申告書に添付した収支内訳書の「減価償却費」欄に記載された金額及び「その他の経費」欄の各小項目欄に記載された金額の合計額（平成27年分ないし平成29年分については、上記「その他の経費」欄の末尾の「小計」欄に記載された各小項目欄の合計額の記載が違算のため誤っており、計上漏れが生じていたことから、平成27年分について2万4455円、平成28年分について50万9390円、平成29年分について4万7850円を加算訂正して、正確な合計額に改めたもの）である。上記の収支内訳書の作成の基となった外注費の集計メモ及びその他の経費の集計メモは、原告が、当該年分の所得税等の確定申告に先立ち、作業日報、領収証、本件口座の預金通帳などに基づいて作成したものであるところ、現存する平成30年分のその他の経費の集計メモの内容と同年分の収支内訳書の内容がおおむね一致することからすると、原告が平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告書に添付した収支内訳書に記載された必要経費の金額は、実際の必要経費の金額と一致すると認めることができる。

上記各年分の修正申告に係る金額のうち、平成24年分ないし平成26年分の外注費の金額は、上記の平成27年分ないし平成30年分の外注費の金額が当該年分の総収入金額に占める割合を平均して、外注費の平均経費率を0.4400と算出し、平成24年分ないし平成26年分の各総収入金額に乗じて算定した金額である。平成24年分ないし平成26年分の地代家賃、その他の経費（減価償却費を含む。）の金額は、上記の平成27年分ないし平成30年分の地代家賃、その他の経費（減価償却費を含む。）の各小項目ごとの金額（地代家賃については倉庫代20万円を加える前の金額）が当該年分の総収入金額を占める割合を平均して、地代家賃、その他の経費（減価償却費を含む。）の各小項目ごとの平均経費率をそれぞれ算出し、平成24年分ないし平成26年分の各総収入金額にそれぞれ乗じて算定した各金額（地代家賃については、平均経費率

を乗じて算定した金額に、倉庫代20万円を加えた金額)である。原告は、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告に当たり、収支内訳書や必要経費の内容が分かる資料を提出しておらず、松戸税務署の調査担当職員が令和元年7月29日から同年12月17日まで行った原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の調査においても、調査担当職員に対し、平成24年分ないし平成26年分の必要経費に係る帳簿や請求書、領収書等の原始記録を提示しなかった。そのため、調査担当職員は、平成24年分ないし平成26年分の必要経費の金額を、当該年分の総収入金額に、原告が平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告書に添付した収支内訳書を基に算出した平均経費率を乗じて算定したものであるところ、上記収支内訳書に記載された必要経費の金額が実際の必要経費の金額と一致すると認めることができることは、上記のとおりであり、かつ、必要経費と総収入金額の間には、外注費等の必要経費の増減に合わせて総収入金額も増減するという関係性が認められ、原告の事業内容が平成26年以前と平成27年以後とで著しく異なるという事情はないから、上記の算定方法は合理的である。

そうすると、上記各年分の修正申告に係る金額が原告の上記各年分の必要経費の金額であると認めることができる。

したがって、原告の上記各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は被告が主張する上記金額である。

この点について、原告が審査請求の審理において担当国税審判官に対して提出した外注費等内訳書(乙47)には、修正申告に係る必要経費の金額に算入されている外注費等の金額と異なる外注費等の金額(平成24年分の外注費として振込金額183万5029円と現金払金額760万円、平成25年分の外注費として振込金額448万6385円と現金払金額700万円、平成26年分の外注費として振込金額486万5692円と現金払金額665万5400円、平成27年分の外注費として振込金額283万9196円と現金払金額508万円、平成28年分の外注費として振込金額25万円と現金払金額495万8000円、平成29年分の外注費として振込金額44万3280円と現金払金額492万4000円、平成30年分の外注費として振込金額125万3174円と現金払金額537万9900円)が記載されており、同様に原告が審査請求の審理において担当国税審判官に対して提出した領収証(乙48)、K銀行作成の本件口座の取引推移一覧表(乙49)には、その異なる外注費等の金額と部分的に符合する記載がある。

しかし、国税通則法23条3項、国税通則法施行令6条2項の定めに加えて、更正をすべき理由がない旨の通知処分が税額等を確定する処分でなく、更正の請求が自らの申告によって確定した税額等を自らに有利に変更することを求めるものであることにも照らすと、更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消しの訴えにおいて、納税者は、真実の税額等が申告によって確定した税額を下回ることを立証しなければならないのであり、原告は、真実の経費の額が修正申告等における経費の額より多額であることにより、修正申告等における納付すべき税額が過大であることを立証しなければならない。

そして、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため

直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額である（所得税法37条1項）から、事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が存在することに加えて、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを要すると解されるどころ、原告が更正の請求の調査において調査担当職員に対して提出した資料（乙35ないし39）の中に、領収証など外注先等への現金の支払を直接証明する証拠はなく、原告は、調査担当職員の求めにかかわらず、外注費等の支払を確認することができる資料を提出しなかった。

原告は、審査請求の審理において、担当国税審判官に対し、外注費等に関して、上記の外注費等内訳書、領収証、取引推移一覧表のほか、振込カード（乙46）を提出したものの、担当国税審判官の求めにかかわらず、他に外注費等の支払の裏付けとなる資料を提出しなかった。

上記領収証に記載された領収金額を上記各年分ごとに集計した金額は、平成26年分及び平成30年分を除き、上記外注費等内訳書の各年分の外注費の現金払金額と一致するが、その14枚の領収証のうち日付が記載された4枚（受領者欄に「丙」と記載された2枚（ただし同一の領収証の写し2枚である。）と「丁」と記載された領収証の写しのうちの2枚）を除いた10枚は、領収日付け欄に「24年度分」などと記載されていることから明らかにおり、現金払の都度作成されたものでなく、1年分の領収額をまとめて記載したものであり、何の対価であるかも記載されていないのであって、また、14枚の領収証のいずれにも、収入印紙が貼付されていない。このような体裁に加えて、原告が、これらの領収証を、更正の請求の調査においては提出することなく、審査請求の審理において初めて提出したという経過にも照らすと、これらの領収証は、外注費の現金払の都度作成されたものでなく、審査請求後に作成されたものであることが明らかであり、原告が上記各年分の所得税等の課税期間に外注費の現金払をした事実について何らの証明力も有しない。上記取引推移一覧表に記載された本件口座からの出金が外注費等の現金払の原資となったことの裏付けとなる証拠もないのであり、原告が上記各年分の所得税等の課税期間に外注費等の現金払をしたと認めることはできない。

また、上記取引推移一覧表に記載された本件口座からの第三者に対する振込みについて、原告の事業に係る外注費等の支払についての帳簿等が併せて提出されていない以上、その振込みが原告の事業に係る外注費等の支払のためのものであると認めることはできないのであり、当該支出が原告の事業の遂行上必要であると認めることもできない。

このように、上記外注費等内訳書に係る外注費等の金額については、当該支出が現金払又は振込みの方法により実際にされたことを認めることができないことに加えて、当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であることを認めることもできないのであり、上記各年分の必要経費の金額であると認めることはできない。

そうすると、原告の事業に係る真実の経費の額が修正申告等における経費の額より多額であると認めることはできないのであり、修正申告等における納付すべき税額が過大であると認めることはできない。

イ 課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額について

（ア）被告が主張する原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の課

税標準額（別紙3の第2の1ないし5の各（1）の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）に108分の100等に乗じて算出した課税売上額（税抜き）。1000円未満の端数切捨て後の金額）は、別紙2の第2の1（1）ないし（5）の上記各課税期間の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る金額と同額（平成26年課税期間1795万3000円（端数切捨て前438万0843円と1357万3953円）、平成27年課税期間1423万4000円（端数切捨て前1423万4792円）、平成28年課税期間1115万7000円（端数切捨て前1115万7909円）、平成29年課税期間1010万9000円（端数切捨て前1010万9752円）、平成30年課税期間1271万9000円（端数切捨て前1271万9548円））である。

上記各課税期間の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る金額は、松戸税務署の調査担当職員が令和元年7月29日から同年12月17日まで行った原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の調査において、原告の事業の上記各課税期間の決算書を基に算出した金額であり、上記各課税期間の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る金額が原告の上記各課税期間の消費税等の課税売上額であると認めることができる。

したがって、原告の上記各課税期間の消費税等の課税売上額は被告が主張する上記金額である。

(イ) 被告が主張する原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）（別紙3の第2の1ないし5の各（3））は、別紙2の第2の1（1）ないし（5）の上記各課税期間の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る金額と同額（平成26年課税期間723万4022円、平成27年課税期間920万1265円、平成28年課税期間739万5431円、平成29年課税期間594万9400円、平成30年課税期間763万7018円）である。

上記各課税期間の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る金額は、松戸税務署の調査担当職員が令和元年7月29日から同年12月17日まで行った原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の調査において、原告の事業の上記各課税期間の決算書を基に算出した金額であり、上記各課税期間の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に係る金額が原告の上記各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額であると認めることができる。

したがって、原告の上記各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額は被告が主張する上記金額である。

この点について、原告が審査請求の審理において担当国税審判官に対して提出した外注費等内訳書（乙47）に修正申告に係る必要経費の金額に算入されている外注費等の金額と異なる外注費等の金額が記載されていることは、上記ア（イ）のとおりであるが、原告は、その外注費等内訳書に係る外注費等の金額の支払の事実を立証していないのであり、当該外注費等の金額が課税仕入れに係る支払対価の額であると認めることはでき

ない。

そうすると、原告の事業の真実の課税仕入れに係る支払対価の額が修正申告等における課税仕入れに係る支払対価の額より多額であると認めることはできないのであり、修正申告等における納付すべき税額が過大であると認めることはできない。

ウ 本件各所得税通知処分の適法性について

上記アによれば、原告の平成26年分ないし平成30年分の所得税等の納付すべき税額は、別紙3の第1の3ないし7の各(4)のとおり、平成26年分56万8100円、平成27年分46万5600円、平成28年分12万9400円、平成29年分18万9400円、平成30年分42万0900円であるところ、これらの金額は、別紙2の第1の2の各(3)ないし(7)の平成26年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に係る納付すべき税額と同額であるから、原告が令和2年3月12日に処分行政庁に対してした平成26年分ないし平成30年分の所得税等についての更正の請求は理由がなく、処分行政庁が令和2年6月11日付けで原告に対してした更正をすべき理由がない旨の通知処分(本件各所得税通知処分)は適法である。

エ 本件各消費税通知処分の適法性について

上記イによれば、原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の納付すべき税額は、別紙3の第2の1ないし5の各(7)のとおり、平成26年課税期間79万4300円、平成27年課税期間45万7100円、平成28年課税期間34万4600円、平成29年課税期間36万8000円、平成30年課税期間45万1800円であるところ、これらの金額は、別紙2の第2の1の各(1)ないし(5)の平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等の期限後申告に係る納付すべき税額並びに平成29年課税期間の消費税等の修正申告に係る納付すべき税額(期限後申告に係る既確定税額を差し引く前の納付税額)と同額であるから、原告が令和2年3月12日に処分行政庁に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての更正の請求は理由がなく、処分行政庁が令和2年6月11日付けで原告に対してした更正をすべき理由がない旨の通知処分(本件各消費税通知処分)は適法である。

オ 本件各所得税加算税賦課決定の適法性について

原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告をし(別紙2の第1の1(1)ないし(7))、その後、松戸税務署の調査担当職員の勧奨を受けて、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、上記各年分の所得税等の修正申告をしたのである(別紙2の第1の2(1)ないし(7))から、国税通則法65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する。

ところで、原告は、その事業として、売上先から単独工事及び外注工事を受注し、単独工事の施工を自ら行うほか外注先に外注工事を発注し、売上先に工事代金を請求し、売上先から本件口座への振込み(一部は現金や手形)により工事代金の支払を受け、本件口座からの振込み(一部は現金や手形)により外注費ほかの必要経費(材料費等)の支払を行っていたのであり、本件口座の預金通帳の記帳を行い請求額と入金額が一致していることを確認するなどして、その事業に係る収入金額及び必要経費の金額を正確に把握していた。しかし、原告は、平成22年頃、個人で型枠工事行を行うようになった際に、処分行政庁

に対し、個人事業の開業届出書を提出せず、平成23年2月、処分行政庁に対し、電子申告・納税等開始届出書を提出した際には、職業を無職とし、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告においても、職業を無職としていたのであり、そのことを前提として、上記各年分の所得税等の確定申告において、自らの所得の区分を雑所得として、事業所得が存在しないことを装った上、売上金額のごく一部のみを作為的に申告し、収入金額や所得金額を著しく低く装い、納付すべき税額を0円としていた。原告は、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、職業を建設業とし、自らの所得の区分を事業所得としたものの、その確定申告においても、売上金額の相当部分を作為的に除外した集計メモをあらかじめ作成し申告書作成会場に持参して、それを基に収支内訳書を作成し、意図的に収入金額や所得金額の相当部分が存在しないことを装い、納付すべき税額を0円ないし著しく低い金額としていた。原告は、現在に至るまで、その事業に係る取引の年月日や売上先等、売上金額等を記載した帳簿を提示せず、原始記録も一部を除き提示しないのであり、原始資料を保存せず、散逸するに任せていたものである。

そうすると、原告は、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部から窺い得る特段の行動をした上、その意図に基づき過少申告をしたものであるから、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限内申告をしていたということができるのであり、国税通則法68条1項の規定に該当する。なお、重加算税の課税要件を満たすときは、国税通則法70条4項1号に該当し、賦課決定の除斥期間は7年間となる。

そして、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に基づき新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、それらの修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項の正当な理由があると認められるものはないから、上記各年分の所得税等の修正申告に基づく納付すべき税額について、同法68条1項の規定により、過少申告加算税に代え、別紙3（課税処分及び通知処分の根拠）の第1の1ないし7の各（5）のとおり、平成24年分として15万7500円の重加算税が、平成25年分として23万8000円の重加算税が、平成26年分として19万6000円の重加算税が、平成27年分として15万7500円の重加算税が、平成28年分として4万2000円の重加算税が、平成29年分として6万3000円の重加算税が、平成30年分として14万7000円の重加算税が、それぞれ課されるべきであり、その金額は、別紙2（課税処分及び通知処分の経緯）の第1の3の本件各所得税加算税賦課決定が賦課した上記各年分の所得税等についての重加算税の額と同額であるから、処分行政庁が令和2年1月27日付けで原告に対してした平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての重加算税の賦課決定である本件各所得税加算税賦課決定は適法である。

原告は、請求書（乙10の1及び2）及び本件口座の預金通帳を基として売上金の集計メモを作成していた、作業日報を基として外注費の集計メモを作成していた、本件口座の預金通帳や現金の授受の方法により支払った領収書を基としてその他の経費の集計メモを作成していたとする（乙5）が、売上金の集計メモと本件口座に入金された金額を対比すると、Eに対する売上金額はおおむね全て計上されているのに対して、その他の売上先

(F、G、H、M、J)に対する売上金額は一部を除いて計上されておらず、売上金の集計メモに記載された売上金額と本件口座に入金された金額との間には開差が生じている。

カ 本件各消費税加算税賦課決定の適法性について

原告は、松戸税務署の調査担当職員の勧奨を受けて、令和元年12月17日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等の確定申告をしたのである(別紙2の第2の1(1)ないし(3)及び(5))から、国税通則法66条1項1号(無申告加算税)の規定に該当し、平成29年課税期間については、平成30年5月29日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、上記課税期間の消費税等の確定申告をし、その後、松戸税務署の調査担当職員の勧奨を受けて、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、上記課税期間の消費税等の修正申告をしたのである(別紙2の第2の1(4))から、国税通則法66条1項2号(無申告加算税)の規定に該当する。

ところで、原告が、その事業に係る収入金額及び必要経費の金額を正確に把握していたが、平成26年分の所得税等の確定申告まで、職業を無職と申告し、そのことを前提として、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告において、売上金額のごく一部のみを作為的に申告し、収入金額や所得金額を著しく低く装い、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告においても、売上金額の相当部分を作為的に除外した集計メモを基に収支内訳書を作成し、意図的に収入金額や所得金額の相当部分が存在しないことを装っていたことは、上記オのとおりである。原告は、平成27年分の所得税等の確定申告の際に、申告書作成会場の職員から、平成29年課税期間から消費税等の申告が必要になると指導を受けたことから、消費税等の納税をしたくないと考え、平成28年分以降の所得税等の確定申告において、売上金額が1000万円を超えないよう、売上金の集計メモを作成するに当たり、主な売上先であるEに対する売上金額を記載した後、他の売上先に対する売上金額を調整し、合計1000万円を超えないようにして、売上金額を少なく申告していたものであり、平成30年分の売上金の集計メモの作成の際には、売上金額が1000万円を超えないようにするため、平成30年11月30日付けのJ宛の請求書に係る売上金額を計算から除いている(乙5、6)。原告は、平成26年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、売上金額のごく一部のみを作為的に申告し、消費税等の課税売上や課税仕入れを低く装い、平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等についての申告をせず、平成29年課税期間については、同課税期間の消費税等の期限後申告において、納付すべき税額を相当に低いものとしていたものである。

そうすると、原告は、平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等について、当初から確定申告をしないことを意図し、その意図を外部から窺い得る特段の行動をした上、その意図に基づき確定申告をしなかったものであるから、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに確定申告をしなかったといえるのであり、国税通則法68条2項の規定に該当し、平成29年課税期間については、同課税期間の消費税等の確定申告において、当初から課税売上を過少に申告することを意図し、その意図を外部から窺い得る特段の行動をした上、その意図に基づき過

少申告をしたものであるから、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限後申告をしていたということができるのであり、国税通則法68条2項の規定に該当する。なお、重加算税の課税要件を満たすときは、国税通則法70条4項1号に該当し、賦課決定の除斥期間は7年間となる。

そして、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限内申告がなかったことについて国税通則法66条1項ただし書の正当な理由があると認められるものはないから、上記各課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に基づく納付すべき税額について、同法68条2項の規定により、無申告加算税に代え、別紙3（課税処分及び通知処分の根拠）の第2の1ないし5の各（8）及び（9）のとおり、平成26年課税期間について6000円の無申告加算税及び30万円の重加算税が、平成27年課税期間について1万2000円の無申告加算税及び14万8000円の重加算税が、平成28年課税期間について1万8000円の無申告加算税及び8万4000円の重加算税が、平成29年課税期間について4500円の無申告加算税及び8万4000円の重加算税が、平成30年課税期間について1万6500円の無申告加算税及び13万2000円の重加算税が、それぞれ課されるべきであり、その金額は、別紙2（課税処分及び通知処分の経緯）の第2の2の本件各消費税加算税賦課決定（ただし、①平成27年課税期間及び平成28年課税期間については、平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定を吸収した令和2年7月27日付け無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定、②平成29年課税期間及び平成30年課税期間については、令和2年7月27日付け無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定により減額された後の平成29年消費税加算税賦課決定及び平成30年消費税加算税賦課決定。別紙2の第2の4（2））が賦課した上記各課税期間の消費税等についての無申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、処分行政庁が令和2年1月27日付けで原告に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての重加算税の賦課決定である本件各消費税加算税賦課決定は適法である。

（原告の主張）

ア 事業所得の金額について

（ア）事業所得に係る総収入金額について、被告は、平成24年分の金額を1634万2399円と主張するが、1854万2364円の誤りであり、同様に、平成25年分の金額（2120万7659円）は1741万4583円の誤り、平成26年分の金額（1925万9756円）は1076万2704円の誤り、平成27年分の金額（1537万3576円）は1524万4300円の誤り、平成28年分の金額（1205万0542円）は1183万1494円の誤り、平成29年分の金額（1091万8533円）は1463万1117円の誤り、平成30年分の金額（1373万7112円）は1369万6480円の誤りである。

平成30年11月30日付けのJ宛の請求書に係る出来高の売上金額251万円の入金、未成工事であることから、平成30年分の事業所得に係る総収入金額に計上することを要しない。

（イ）事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額について、被告は、平成24年分

の外注費を719万0656円と主張するが、1474万8292円（本件口座からの振込金額769万8292円と、現金払金額705万円の合計額。内訳は次のaのとおり）の誤りであり、同様に、平成25年分の外注費（933万1370円）は1173万5700円（本件口座からの振込金額313万8200円と、現金払金額859万7500円の合計額。内訳は次のbのとおり）の誤り、平成26年分の外注費（847万4293円）は1089万4136円（本件口座からの振込金額422万6236円と、現金払金額666万7900円の合計額。内訳は次のcのとおり）の誤り、平成27年分の外注費（718万2250円）は815万6526円（本件口座からの振込金額307万6526円と、現金払金額508万円の合計額。内訳は次のdのとおり）の誤り、平成28年分の外注費（558万5000円）は520万8000円（本件口座からの振込金額25万円と、現金払金額495万8000円の合計額。内訳は次のeのとおり）の誤り、平成29年分の外注費（452万4405円）は536万7200円（本件口座からの振込金額44万3280円と、現金払金額492万4000円の合計額。内訳は次のfのとおり）の誤り、平成30年分の外注費（569万7900円）は657万7174円（本件口座からの振込金額125万3174円と、現金払金額532万4000円の合計額。内訳は次のgのとおり）の誤りである。

原告は、松戸税務署の調査担当職員に対し、外注先の名刺や連絡先を知らせたが、調査担当職員は、反面調査において、売上金額のみについて調査しており、外注先に対する外注費の調査はしていないのであり、上記金額が適正な金額である。

a 平成24年分

(a) 本件口座からの振込金額

丁	232万8885円
戊	22万2720円
N	122万3890円
O	196万0375円
P	186万1990円
Q	45万0000円
R	5万0432円

(b) 現金払金額

Q	355万0000円
S	350万0000円

b 平成25年分

(a) 本件口座からの振込金額

T	9万0105円
丁	132万5680円
O	149万7100円
U	31万5420円

(b) 現金払金額

Q	450万0000円
S	250万0000円

	P	70万0000円
	N	89万7500円
c	平成26年分	
	(a) 本件口座からの振込金額	
	丁	139万6200円
	O	237万4752円
	V	14万0420円
	E	31万4864円
	(b) 現金払金額	
	V	1万2500円
	Q	465万5400円
	S	200万0000円
d	平成27年分	
	(a) 本件口座からの振込金額	
	O	132万2160円
	N	13万8832円
	P	50万2486円
	E	68万1232円
	W	42万2822円
	(b) 現金払金額	
	丁	40万0000円
	Q	468万0000円
e	平成28年分	
	(a) 本件口座からの振込金額	
	X	25万0000円
	(b) 現金払金額	
	丁	45万0000円
	Q	450万8000円
f	平成29年分	
	(a) 本件口座からの振込金額	
	E	44万3280円
	(b) 現金払金額	
	丁	15万0000円
	Q	477万4000円
g	平成30年分	
	(a) 本件口座からの振込金額	
	F	90万7142円
	E	32万4432円
	W	2万1600円
	(b) 現金払金額	

丁	28万0000円
Q	484万4000円
丙	20万0000円

(ウ) 事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額について、調査結果の説明書(乙25)は、平成27年分ないし平成30年分の平均経費率を算出するに当たり、平成27年分の損害保険料、減価償却費、福利厚生費、平成28年分の通信費、土建組合費、平成29年分の土建組合費、平成30年分の金物代を除外しているのであり、適切でない。この平均経費率の算出は、松戸税務署の調査担当職員が独断で行ったものにすぎない。平成24年分ないし平成30年分の材料費その他の経費としては次のaないしgなどがある(括弧内の金額は、調査担当職員が平均経費率により算出した推計額(平成26年分)又は平均経費率の算出のため使用した金額(平成27年分ないし平成30年分)である。)

a 平成24年分	
(a) 本件口座からの振込金額	
株式会社Y材料費	116万2944円
Z	6万0690円
(b) 現金払金額	
①	27万0000円
b 平成25年分	
(a) 本件口座からの振込金額	
Y材料費	35万6522円
②	32万8000円
(b) 現金払金額	
①	20万0000円
c 平成26年分	
(a) 本件口座からの振込金額	
Y材料費	108万1024円
③	13万1432円
Z	1万2270円
(b) 現金払金額	
①	27万0000円
(平均経費率による算出においてはリース料19万6450円)	
④	19万7880円
(平均経費率による算出においては土建組合費6万5483円)	
通信費	14万1086円
(平均経費率による算出においては通信費2万1186円)	
福利厚生	23万8520円
(平均経費率による算出においては福利厚生費3万8520円)	
d 平成27年分	
(a) 本件口座からの振込金額	

Y材料費	72万3298円
(b) 現金払金額	
①	27万0000円
(平均経費率の算出においてはリース料10万8979円)	
通信費	14万4276円
(平均経費率の算出においては通信費2万4276円)	
福利厚生	24万0000円
(平均経費率の算出においては福利厚生費0円)	
土建組合	19万7880円
(平均経費率の算出においては土建組合費0円)	
e 平成28年分	
(a) 本件口座からの振込金額	
Y材料費	79万3653円
(b) 現金払金額	
①	27万0000円
(平均経費率の算出においてはリース料4万9350円)	
通信費	12万0000円
(平均経費率の算出においては通信費0円)	
福利厚生	25万7315円
(平均経費率の算出においては福利厚生費1万7315円)	
ガソリン代	35万0000円
(平均経費率の算出においてはガソリン代18万0005円)	
土建組合	19万8040円
(平均経費率の算出においては土建組合費2万4600円)	
f 平成29年分	
(a) 本件口座からの振込金額	
なし	
(b) 現金払金額	
Y材料費	36万2244円
①	25万0000円
(平均経費率の算出においてはリース料20万0150円)	
通信費	20万3200円
(平均経費率の算出においては通信費3200円)	
福利厚生	20万8250円
(平均経費率の算出においては福利厚生費8250円)	
ガソリン代	35万0000円
(平均経費率の算出においてはガソリン代12万2552円)	
土建組合	19万8040円
(平均経費率の算出においては土建組合費0円)	
g 平成30年分	

(a) 本件口座からの振込金額

なし

(b) 現金払金額

通信費

23万1112円

(平均経費率の算出においては通信費3万1112円)

福利厚生

20万7750円

(平均経費率の算出においては福利厚生費7万7750円)

土建組合

19万8040円

(平均経費率の算出においては土建組合費15万6220円)

イ 消費税等の納付義務について

原告は、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告書に押印をする際に、松戸税務署の調査担当職員から、個人事業の廃止届を提出すれば消費税は免除されるので個人事業の廃止届を提出するよう言われた。原告は、この調査担当職員の言葉に従い、処分行政庁に対し、個人事業の廃止届を提出したのであるから、上記各課税期間の消費税等の納付義務を負わない。

ウ 本件各所得税加算税賦課決定の違法性

原告は、松戸税務署の申告書作成会場の職員から、本人分のみ申告すればよいと言われたことから、その言葉に従って申告をしていたのであり、平成24年分ないし平成30年分の所得税等について過少申告をしていない。

仮に原告が上記各年分の所得税等について過少申告をしたものであるとしても、原告は、故意に不正申告をしていない。原告は、松戸税務署の調査担当職員などに対し、税金を払いたくないなどと言ったことがない。

エ 本件各消費税加算税賦課決定の違法性

原告が平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の納付義務を負わないことは、上記イのとおりであり、原告は、上記各課税期間の消費税等の申告義務を負わないから、上記各課税期間の消費税等について無申告加算税の賦課要件に該当するものでない。

仮に、原告が、上記各課税期間の消費税等の納付義務を負い、上記各課税期間の消費税等について無申告加算税の賦課要件に該当するものであるとしても、原告が、故意に不正申告をしておらず、原告が、松戸税務署の調査担当職員などに対し、税金を払いたくないなどと言ったことがないことは、上記ウのとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定の取消しの訴えの適否

原告が、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）をしたこと（別紙2の第2の1）を受けて、処分行政庁が、令和2年1月27日付けで、原告に対し、①平成26年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額4万円、無申告加算税の額6000円、重加算税の額の基礎となる税額75万円、重加算税の額30万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定を、②平成27年課税期間の消費税等につい

て、無申告加算税の額の基礎となる税額9万円、無申告加算税の額1万3500円、重加算税の額の基礎となる税額35万円、重加算税の額14万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定を、③平成28年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額14万円、無申告加算税の額2万1000円、重加算税の額の基礎となる税額20万円、重加算税の額8万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定を、④平成29年課税期間の消費税等について、重加算税の額の基礎となる税額25万円、重加算税の額10万円とする重加算税の賦課決定を、⑤平成30年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額5万円、無申告加算税の額7500円、重加算税の額の基礎となる税額39万円、重加算税の額15万6000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定を、それぞれしたことは、別紙2の第2の2のとおりである（平成29年課税期間については、平成30年6月27日付けで、無申告加算税の額の基礎となる税額11万円、無申告加算税の額5500円とする無申告加算税の賦課決定をしていた。別紙2の第2の1（4））。原告は、令和2年2月23日、国税不服審判所長に対し、上記の無申告加算税及び重加算税の賦課決定（平成29年課税期間については重加算税の賦課決定）についての審査請求をした（別紙2の第2の4（1）。平成29年課税期間に係る無申告加算税の賦課決定については不服申立てがされていない。）ところ、処分行政庁は、無申告加算税の対象となるべき地代家賃の金額に誤りがあったこと（平成29年課税期間については地代家賃の金額のうち無申告加算税の対象となるべき金額があったこと）から（前提事実（3）キ）、令和2年7月27日付けで、原告に対し、（平成26年課税期間については変更決定をしなかったものの、）⑥平成27年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額8万円、無申告加算税の額1万2000円、重加算税の額の基礎となる税額37万円、重加算税の額14万8000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定を、⑦平成28年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額12万円、無申告加算税の額1万8000円、重加算税の額の基礎となる税額21万円、重加算税の額8万4000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定を、⑧平成29年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額3万円、無申告加算税の額4500円、重加算税の額の基礎となる税額21万円、重加算税の額8万4000円とする無申告加算税の賦課決定及び重加算税の賦課決定の変更決定を、⑨平成30年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額11万円、無申告加算税の額1万6500円、重加算税の額の基礎となる税額33万円、重加算税の額13万2000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定を、それぞれした（別紙2の第2の4（2））。

そこで、平成27年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額9万円、無申告加算税の額1万3500円、重加算税の額の基礎となる税額35万円、重加算税の額14万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定（平成27年消費税加算税賦課決定、上記②）及び、平成28年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額14万円、無申告加算税の額2万1000円、重加算税の額の基礎となる税額20万円、重加算税の額8万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定（平成28年消費税加算税賦課決定、上記③）と、平成27年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額8万円、無申告加算税の額1万2000円、重加算税の額の基礎となる税額37万円、重加算税の額14万8000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変

更決定（上記⑥）及び、平成28年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額12万円、無申告加算税の額1万8000円、重加算税の額の基礎となる税額21万円、重加算税の額8万4000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定（上記⑦）との関係についてみると、平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定は、いずれも、令和2年7月27日付で、無申告加算税及び重加算税の総額を増額する上記の無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定がされたことにより、それぞれの変更決定に吸収され一体となり消滅したというべきである。けだし、国税通則法65条1項の規定による過少申告加算税と同法68条1項の規定による重加算税は、いずれも申告納税方式による国税について過少な申告をした納税者に対する行政上の制裁として賦課されるものであり、同一の修正申告又は更正に係るものである限りその賦課及び税額等の計算の基礎を同じくし、ただ、重加算税は、過少申告加算税の賦課要件に該当することに加えて、当該納税者が、その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づいて納税申告書を提出する不正な手段を用いたという特別の事由が存する場合に、過少申告加算税より重い制裁を課するものであるから、重加算税の賦課決定は、過少申告加算税の賦課決定と別個独立の処分でなく、過少申告加算税の賦課決定に相当する部分を含んでいると解するのが相当である（最高裁判所昭和58年10月27日第一小法廷判決・民集37巻8号1196頁）。そして、この見地からすると、重加算税の賦課決定についての審査請求において、重加算税の加重事由である隠蔽又は仮装の事実の存在は認められないが、過少申告加算税の賦課要件の存在は認められる場合、重加算税の賦課決定を全部取り消した上、改めて過少申告加算税の賦課決定をさせるべきものでなく、重加算税の額のうち、重加算税の加重事由に相当する部分についてのみ重加算税の賦課決定を取り消し、過少申告加算税に相当する部分は維持すべきであることとなるのであり（上記最高裁判所昭和58年10月27日第一小法廷判決）、加算税の額の計算の基礎となる税額のうち、当初の賦課決定においては重加算税の加重事由が存在するものとして重加算税の対象とされていた部分が、賦課決定の変更決定により、過少申告加算税の賦課要件のみが存在するものとして過少申告加算税の対象とされた場合、それにより生ずる重加算税の対象とされる部分と過少申告加算税の対象とされる部分の増減は一つの処分の中の加算税の額の計算の変更にすぎないから、賦課決定の変更決定により加算税の額が増加したか減少したかは、過少申告加算税と重加算税をそれぞれ別個に観察し判定すべきものでなく、過少申告加算税と重加算税を合わせて判定するのが相当であるところ、無申告加算税は、過少申告加算税と同様に、申告納税方式による国税について申告義務に違反する行為をした納税者に対する行政上の制裁として賦課されるものであり、その本質において過少申告加算税と異ならない（最高裁判所昭和40年2月5日第二小法廷判決・民集19巻1号106頁）から、上記の理は無申告加算税と重加算税との関係においても同様に当てはまると考えることができる。そうすると、平成27年課税期間の消費税等について、平成27年消費税加算税賦課決定（上記②）が定める無申告加算税の額1万3500円、重加算税の額14万円を、無申告加算税の額1万2000円、重加算税の額14万8000円とした変更決定（上記⑥）及び、平成28年課税期間の消費税等について、平成28年消費税加算税賦課決定（上記③）が定める無申告加算税の額2万1000円、重加算税の額8万円を、無申告加算税の額1万8000円、重加算税の額8万4000円とした変更決定（上記

⑦は、いずれも当初の賦課決定が定める無申告加算税及び重加算税の総額を増額するものであることとなるところ、一個の納税義務の発生原因たる課税要件事実は実体的に一体不可分であり、これを分断して部分ごとに認定し納付すべき税額を部分的に確定することはできないから、当初の賦課決定が定める加算税の額を増額する変更決定は当該加算税の賦課要件を全体的に見直しその加算税の税額を総額的に確定したものとみるべきであり、当初の賦課決定は変更決定の処分内容として吸収され一体となり消滅すると解するのが相当である。

このように、平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定が、いずれも、令和2年7月27日付けで、無申告加算税及び重加算税の総額を増額する無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定がされたことにより、それぞれの変更決定に吸収され一体となり消滅していることによれば、本件訴えのうち平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定の取消しを求める部分は、いずれも、各賦課決定の取消しを求める訴えの利益が失われているというべきであり、不適法である。

なお、平成29年課税期間の消費税等について、平成29年消費税加算税賦課決定（上記④）が定める重加算税の額10万円を、無申告加算税の額4500円、重加算税の額8万4000円とした変更決定（上記⑧）及び、平成30年課税期間の消費税等について、平成30年消費税加算税賦課決定（上記⑤）が定める無申告加算税の額7500円、重加算税の額15万6000円を、無申告加算税の額1万6500円、重加算税の額13万2000円とした変更決定（上記⑨）は、いずれも当初の賦課決定が定める無申告加算税及び重加算税の総額を減額するものであることとなるところ、当初の賦課決定が定める加算税の額を減額する変更決定は、当初の賦課決定により確定した納付すべき税額を一部取り消すものとみるべきであり、それにより減少した税額に係る部分以外の当初の賦課決定に影響を及ぼさないと解されるから、本件訴えのうち平成29年消費税加算税賦課決定及び平成30年消費税加算税賦課決定（いずれも令和2年7月27日付け変更決定により減額された後のもの）の取消しを求める部分はいずれも各賦課決定の取消しを求める訴えの利益が失われていないというべきである。

2 認定事実

前提事実に加え、各項に掲記の証拠並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

- (1) 松戸税務署の調査担当職員は、令和元年7月17日から同年12月17日まで、原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の調査を行った。（乙13）
- (2) 原告は、令和元年7月29日、松戸税務署の調査担当職員に対し、次のとおり申述した。調査担当職員は、原告に対し、事業所得に係る帳簿及び原始記録の提示を求めたところ、原告は、平成30年分の売上金額に係る請求書の控えの一部、平成30年分の必要経費に係る領収書の一部、平成30年分の売上金額、外注費、その他の経費の各集計メモ、本件口座の預金通帳、作業員名簿を提示した。（乙5、13、16）
 - ア 平成25年から平成26年までは、Eで仕事の手伝いをする程度であったため、事業所得の確定申告をする必要はないと思っていた。平成27年から、個人事業主として仕事をしてきた。
 - イ 本件口座に振り込まれた入金額が正しいか確認するため、月に1度は、本件口座の預金

通帳の記帳を行い、売上先に発行した請求書の金額と一致することを確認していた。

ウ 所得税等の確定申告書に添付した収支内訳書は、自宅で作成した集計メモを申告書作成会場に持参して作成していた。売上金額の集計メモは、本件口座に振り込まれた金額を基に作成した。外注費の集計メモは、作業日報を基に作成した。その他の経費の集計メモは、現金で支払った領収書や本件口座の預金通帳を基に作成した。集計メモは、平成30年分だけでなく、平成27年分ないし平成29年分も作成していた。

エ J宛て平成30年11月30日付け請求書(●●擁壁工事に係る請求金額248万0220円とするもの。乙5の10枚目)の売上金額については、工事が年を跨いだことから(乙13)、平成30年分の売上金額が1000万円を超えてしまい、消費税等の課税事業者となることがないようにするため、その年分の売上金額から除外した。

オ 平成27年分の所得税等の確定申告において、売上金額が1000万円を超えたことから、申告書作成会場の担当職員から、翌々年である平成29年課税期間からは課税事業者として消費税等を納付しなければならないと教えられたが、消費税等を納付したくないと考え、Jに対する売上金額を除外した。

(3) 松戸税務署の調査担当職員は、令和元年8月1日、K銀行松戸支店に対する照会を行い、本件口座の取引推移一覧表(乙14)を取得した。(乙13)

この取引推移一覧表の平成24年1月1日から平成30年12月31日までの期間に係る部分の「お預かり金額」欄には、「E(カ)からの工事代金の振込みに係る記載のほか、「カ)G」「D(カ)」「カ. I」「H(ユ)」「E(ユ)」「カ)F」「カ)G」「カ)H」「I(カ)」「カ)J」「K(カ)」「カ)L」「ユ)M」「カ)N」「カ)O」「カ)P」「F(カ)」「ユ)J」などからの工事代金の振込みに係る記載があり(このうちの最後のものは、Jからの平成30年12月4日の248万0220円の工事代金の振込みに係る記載である。)、
「お支払金額」欄には、「戊」「丁」「N」「O」「U」「V」「Q」「Q)」「カ. R」などへの外注費の振込みの記載、「カ)Y」への材料費の振込みの記載、「カ)A)へのリース料の振込みの記載のほか、「R)」「S)などへのその他の経費の振込みの記載がある。

(4) 松戸税務署の調査担当職員は、原告の了承を得た上、令和元年8月5日から、E、F、G、I、Jに対する反面調査を行った。調査担当職員は、同月20日及び同月22日、G及びEをそれぞれ訪問し、原告と当該売上先の取引状況や、原告の工事の受注の方法、工事代金の請求の方法について確認した。Gは、原告との取引は平成25年から行われていると説明した。調査担当職員は、他の売上先に対しても、照会書を送付し、電話を架けるなどして、原告との取引状況について確認し、原告作成の請求書などの写しの送付を受けた。(乙11ないし13)

(5) 原告は、令和元年8月21日、松戸税務署の調査担当職員に対し、次のとおり申述した。調査担当職員は、同年7月29日の原告の申述における個人事業主として事業を行うようになった時期の説明とGに対する反面調査の結果が異なることから、その点について追及したところ、原告は、記憶違いであるとして、個人事業主として事業を行うようになったのは平成22年頃であるとした。(乙6、13、16)

ア 平成27年分の所得税等の確定申告の際の申告書作成会場の担当職員の指摘にかかわらず、消費税等を納付したくないと考え、平成28年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告においては、売上金額が1000万円を超えないよう少なく申告していた。

- イ その方法として、平成28年分ないし平成30年分の売上金額の集計メモを作成するに当たり、まず主な売上先であるEに対する売上金額を記載し、次に、他の売上先に対する売上金額を、売上金額が合計1000万円を超えないよう、実際より少なく記載し、又は記載自体をしないという調整をしていた。
- ウ 平成28年分及び平成29年分の集計メモは、平成31年1月の引越しの際に誤って処分してしまった。
- エ 平成24年分ないし平成27年分の所得税等の確定申告においても、D社が倒産した後、平成22年に個人事業主として建設業を始めたが、生活が不安定であり、妻も病気で具合が悪く、通院している状態であったことから、平成24年頃、まとまった収入が得られるようになった後も、生活費や妻の医療費の確保を優先し、売上金額を少なく申告していた。
- (6) 原告は、令和元年9月10日、松戸税務署の調査担当職員に対し、次のとおり申述した。
- (乙13、24)
- ア 平成30年分の外注費について、Jから受注した工事の外注費13万円の計上漏れが生じている。同年11月30日付け請求書によりJから振り込まれた工事代金248万0220円を、平成30年分の売上金額として計上することなく、平成31年分の売上金額として計上することとしたことから、その受注工事に係る外注費13万円が計上漏れになっていたものである。平成27年分ないし平成30年分について、それ以外の経費の追加はなく、収支内訳書に記載された金額で間違いがない。
- イ 平成24年分ないし平成26年分の外注費について、本件口座から外注先の預金口座に振り込んでいるものが外注費の金額である。本件口座からの振込みによる支払先として「丁」「O」「N」「戊」「V」「P」に対する支払金額を確認することができる。
- ウ 外注費の計算について、作業日報から現場ごとに人工を計算し、メモを付ける。売上金額の入金後、あらかじめ計算してあった外注費をQらに支払っている。
- (7) 原告は、令和元年10月31日、松戸税務署の調査担当職員に対し、次のとおり申述した。原告は、同年8月21日の申述においては、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告の内容が正しくないとしていたが、同年10月31日の申述においては、売上金額から外注費及びその他の経費の金額を差し引いた残額を雑所得の収入金額とし、倉庫代など必要経費を計上して、所得金額を正しく計算していたとした。(乙13、16)
- ア 平成24年分ないし平成27年分の所得税等の確定申告においても、平成30年分と同様に、確定申告に先立ち、集計メモを作成し、申告書作成会場に持参していた。その際に、売上金額から外注費を差し引いた自ら働いた金額のみを収入として申告するよう指導され、その残りの金額だけで申告書を作成していた。
- イ 平成26年分の所得税等の確定申告の際に、申告書作成会場の担当職員から、来年から正しい申告をするよう指導され、平成27年分からは売上金額と外注費として申告するようになった。
- (8) 松戸税務署の調査担当職員は、令和元年11月14日、原告の平成24年分及び平成25年分の所得税等の確定申告書の添付書類を確認したところ、平成24年分の添付書類にメモ書き等はなく、平成25年分の添付書類の台紙に収入、経費等の記載はあったが、集計メモが作成された形跡はなかった。(乙13)
- (9) 原告は、令和元年11月19日、松戸税務署の調査担当職員に対し、次のとおり申述した。

調査担当職員は、平成24年分及び平成25年分の所得税等の確定申告の添付書類を確認しても集計メモが作成された形跡はなかったことについて追及したところ、原告は、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告においては、集計メモは作成しておらず、単独工事の売上金額のみを申告していたとした。(乙7、13、16、23)

ア 平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告は正しいものでない。平成22年、個人で事業を始め、外注先も使うようになったが、売上金額が増えたことから、税金が増えると考え、外注工事は除外し、単独工事の売上金額のみを報酬として申告していた。単独工事の売上金額は月額10万円程度であったことから、それを12か月分とした金額を収入金額とし、倉庫代などの金額を必要経費として、所得金額を計算した。

イ 平成24年分ないし平成26年分の所得税等についても、本件口座の預金通帳と請求書を照らし合わせるにより売上金額は把握していたが、生活費や妻の医療費を優先して、単独工事の売上金額のみを報酬として申告していた。外注工事の売上金額は、外注先の売上金額であり、原告はそれを取りまとめて売上先に請求していたものである。もっとも、原告は、外注工事の売上金額から取り分を得ていた。原告は、その取り分を自らの収入金額に計上しなかった。

ウ 平成27年分の所得税等の確定申告において、売上金額の集計メモを作成するに当たり、請求書と本件口座の預金通帳を基に、まず主な売上先であるEに対する売上金額を記載し、次に他の売上先に対する売上金額は実際より少なく記載し、又は金額自体を記載しないという調整をしていた。平成27年分の集計メモも、平成31年1月の引越しの際に誤って処分してしまった。

- (10) 松戸税務署の調査担当職員は、令和元年12月17日、原告に対し、調査結果の説明書(乙25、26)により、調査の結果把握した原告の平成24年分ないし平成30年分の売上金額、外注費の金額、その他の経費の金額及び税額の計算について説明した上、それによれば平成24年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等のいずれについても更正又は決定をすべきであると認められるとした。調査担当職員は、「修正申告等について」と題する書面(乙27)により、修正申告書又は期限後申告書を提出した場合、当該修正申告等により納付すべき税額を納付すべきこととなるほか、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を課されること、修正申告等について不服申立てをすることはできないが、所定の期間内において更正の請求をすることができ、加算税の賦課決定については不服申立てをすることができることなどを説明した上、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告(平成29年課税期間については修正申告)を勧奨した。原告は、調査担当職員が提示した修正申告及び期限後申告の内容のうち外注費ほかの経費の金額に納得することができないとし、外注費ほかの経費の金額は本件口座の預金通帳から把握できると申し立てた。調査担当職員は、外注費ほかの経費に関する書類が保存されていないことを指摘した上、外注費ほかの経費の算定方法について、本来、支出した事実を確認することができないものは必要経費として認めることができないが、原告の事業上は経費が発生するのが通常であることを考慮し、収入金額に占める経費の割合を用いて算定したこと(すなわち、所得税等について、原告が収支内訳書に記載した平成27年分ないし平成30年分の経費の金額とおおむね同じ額を必要経費として、同期間の平均経費率を算出

し、平成24年分ないし平成26年分の収入金額に当該平均経費率を乗じて、同期間の必要経費の金額を算定したこと、消費税等についても、同じ考えに基づいて、平成24年課税期間ないし平成26年課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額を算定を算定したこと)、本件口座の預金通帳から外注費ほかの経費であると考えられる支出の金額を抽出し集計しても上記の経費の割合を用いて算定した外注費ほかの経費の金額に及ばないことを説明し、理解を求めた。(乙13、16)

原告は、令和元年12月17日、いずれも松戸税務署の調査担当職員が調査の結果に基づいて準備した、上記各年分の所得税等の修正申告書に署名押印をし、上記各課税期間の消費税等の期限後申告書(平成29年課税期間については修正申告書)の原告の記名の末尾に押印をした上、それぞれ提出して、処分行政庁に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告をし、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告(平成29年課税期間については修正申告)をした。そのため、これらの修正申告及び期限後申告の内容は、全て、松戸税務署の調査担当職員が上記の勧奨時に原告に対して提示したものである。原告は、処分行政庁に対し、上記の「修正申告等について」と題する書面の控えに署名押印をし提出した。原告は、同月18日、処分行政庁に対し、個人事業の廃業届出書を提出した。(乙13、16、27、弁論の全趣旨)

- (11) 原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての調査結果の説明書(乙25)は、調査の結果、課税標準等に関する誤りとして、①売上金額について、申告に係る売上金額と原始記録及び売上先への反面調査により把握した売上金額との開差額から、売上除外の事実を把握した(平成24年分1634万2399円、平成25年分2120万7659円、平成26年分1925万9756円、平成27年分503万9444円、平成28年分291万9512円、平成29年分293万8768円、平成30年分502万1080円)、②外注費について、平成30年分の売上除外に係る外注費13万円を認容し、平成26年分以前の外注費を原告の平成27年分ないし平成30年分の経費率により認容した(平成24年分719万0656円、平成25年分933万1370円、平成26年分847万4293円、平成30年分13万円)、③地代家賃について、各年分20万円の倉庫代を認容し、平成26年分以前の地代家賃を原告の平成27年分ないし平成30年分の経費率により認容した(平成24年分108万0855円、平成25年分134万3093円、平成26年分123万8101円、平成27年分20万円、平成28年分20万円、平成29年分20万円、平成30年分20万円)、④その他の経費について、平成26年分以前の必要経費を原告の平成27年分ないし平成30年分の経費率により算定した(平成24年分248万0775円、平成25年分321万9322円、平成26年分292万3633円)とするものである。

上記金額のうち、平成24年分ないし平成26年分の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額は、原告が平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告に当たり外注費、その他の経費の各集計メモの記載に基づいて作成した収支内訳書(乙18の1ないし4)記載の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額(別表1「本件各年分の所得税等の事業所得の金額」の平成27年分ないし平成30年分の各対応欄の金額。「一」については「0円(支出の事実なし)」を意味する。)が、処分行政庁が上記①の調査により把握した原告の平成27年分ないし平成30年分の売上金額(別表1「本件各年分の所得税等の事業所得の金

額」の平成27年分ないし平成30年分の「総収入金額」欄の金額)に占める割合を平均して求めた平均経費率(別表2)を、処分行政庁が上記①の調査により把握した原告の平成24年分ないし平成26年分の売上金額(別表1「本件各年分の所得税等の事業所得の金額」の平成24年分ないし平成26年分の「総収入金額」欄の金額)に乗じて得た金額(別表1「本件各年分の所得税等の事業所得の金額」の平成24年分ないし平成26年分の各対応欄の金額。別表3)である。

原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての調査結果の説明書(乙26)は、①課税標準額に関する誤りとして、決算書を基に算出した売上金額の誤り(平成26年課税期間1795万4796円、平成27年課税期間1423万4709円、平成28年課税期間1115万7909円、平成29年課税期間272万1081円、平成30年課税期間1271万9548円)、②控除対象仕入税額が増減する理由として、控除対象仕入税額の誤り(平成26年課税期間40万2562円、平成27年課税期間53万6740円、平成28年課税期間43万1400円、平成29年課税期間△2万8000円、平成30年課税期間44万5492円)とするものである。

上記金額のうち、平成27年課税期間ないし平成30年課税期間の控除対象仕入税額の金額は、原告が平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告に当たり外注費、その他の経費の各集計メモの記載に基づいて作成した収支内訳書に記載の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額(別表1)中の課税取引金額(別表4「本件各課税期間の消費税等に係る課税仕入れの支払対価の額」の平成27年課税期間ないし平成30年課税期間の各対応欄の金額)に係るものであり、平成26年課税期間の控除対象仕入税額の金額は、上記のとおり求めた平均経費率(別表2)を処分行政庁が上記の調査により把握した原告の平成26年分の売上金額に乗じて得た金額(別表1、3)中の課税取引金額(別表4「本件各課税期間の消費税等に係る課税仕入れの支払対価の額」の平成26年課税期間の各対応欄の金額)に係るものである。

- (12) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての重加算税の賦課決定(本件各所得加算税賦課決定)をし、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての無申告加算税及び重加算税の賦課決定(平成29年課税期間については重加算税の賦課決定。本件各消費税加算税賦課決定)をした。

これらの賦課決定のうち、平成24年分ないし平成26年分の所得税等についてのもの及び平成26年課税期間の消費税等についてのものの理由は、原告が、その事業について、本件口座への入金額から真実の売上金額を把握していたにもかかわらず、税金を納めたくないことから、単独工事の売上金額のみを収入金額として少なく担当職員に伝えた隠蔽又は仮装の事実が認められ、修正申告前の税額の計算の基礎としなかったこと又は期限内申告をしなかったことについて正当な理由があると認められないから、重加算税を賦課すべきであるというものであり、平成27年分ないし平成30年分の所得税等についてのもの及び平成27年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についてのものの理由は、原告が、その事業について、本件口座への入金額から真実の売上金額を把握していたにもかかわらず、税金を納めたくないことから、主な売上先であるEを除くその他の売上先に対する売上金額については(Eに対する売上金額と合わせて1000万円を超えないよう)売上金額の集計メモ

にその一部のみを記載しその集計メモに基づき収支内訳書を作成した隠蔽又は仮装の事実が認められ、修正申告前の税額の計算の基礎としなかったこと又は期限内申告をしなかったことについて正当な理由があると認められないから、重加算税を賦課すべきであるというものである。(乙30の1ないし7、乙31の1ないし5)

- (13) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、平成26年分ないし平成30年分の所得税等及び平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等について、更正の請求をし、所得税等について、総所得金額及び納付すべき税額をそれぞれの年分の確定申告に係る金額に更正することを求め、消費税等について、課税標準額及び消費税等の税額を0円(平成29年課税期間についてはその課税期間の確定申告に係る金額)に更正することを求めた。

これらの更正の請求の理由は、個人事業主としての申告であるが、原告は一人親方として申告していたものであるというものである。(乙32、33の各1ないし5)

- (14) 松戸税務署の調査担当職員は、令和2年3月30日、原告に対し、更正の請求の根拠となる新たな書類の提出の有無を確認したところ、原告は、同年4月7日、平成30年分の外注費の集計メモ(乙5の8枚目)の写しに未計上の外注費を加入したもの(乙35)、平成30年分のその他の経費の集計メモ(乙5の9枚目)の写しに未計上の経費を加入したもの(乙36)のほか、作業員名簿(乙37)を提出した。(乙34)

松戸税務署の調査担当職員は、令和2年4月9日、原告に対し、一人親方であることや売上、経費が分かる書類、例えば帳簿、その基となった請求書の控え、領収書などを提出するよう求めたところ、原告は、他に書類はないが、経費を支払ったのは間違いないと述べた。原告は、同年5月11日、「支払内訳 5月7日」と題するメモ(平成24年分ないし平成30年分の各年別に、外注費の合計金額、外注先ごとの合計金額、その他の経費として損害保険料や交際費の金額が記載されているもの。乙38)、平成24年分ないし平成30年分の収支内訳書(「外注工賃」欄、「その他の経費」の「交際費」欄及び「損害保険料」欄に、上記外注費の合計額や損害保険料、交際費の各金額が記載されており、他は空欄とされているもの。平成30年分については、「その他の経費」欄の「金物工具」欄にも記載がある。乙39)を提出した。原告は、調査担当職員に対し、他に更正の請求の根拠となる書類はないと述べた。(乙34)

原告は、令和2年5月21日、松戸税務署の調査担当職員に対し、上記メモに記載した損害保険料、交際費の金額の裏付けとなる資料は有しておらず、大体これくらいかなという金額であると説明した。(乙34)

- (15) 処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、上記(13)の各更正の請求について、それぞれ、更正をすべき理由がない旨の通知処分(本件各所得税通知処分及び本件各消費税通知処分)をした。

これらの通知処分は、売上や経費に係る帳簿や請求書、領収書などが提出されていないことから、国税に関する法律の規定に従っていない又は当該計算に誤りがあると認めることはできないとするものである。(乙40、41の各1ないし5)

- (16) 原告は、国税不服審判所長に対し、令和2年2月23日、本件各所得税加算税賦課決定及び本件各消費税加算税賦課決定についての審査請求をし、同年7月8日、本件各所得税通知処分及び本件各消費税通知処分についての審査請求をした。国税不服審判所長は、国税通則

法104条1項の規定により、上記各審査請求について併合審理をした。

これらの審査請求の理由は、売上先の意向もあり、他の一人親方である外注先の労賃（外注費）を一括して請求していたが、申告は自らの労賃のみを申告していたものであり、個人事業主の認識はなかったなどというものである。（乙42、44）

(17) 原告は、審査請求の審理において、担当国税審判官に対し、L信用組合の振込みカード4枚（依頼人を原告、受取人を「N」「丁」「O」「Q」とするもの。乙46）、「年度別外注費及び材料費、その他内訳」と記載された書面（平成24年分ないし平成30年分の各年別に、外注費の支払先ごとの振込金額、現金払金額、その他の経費として材料費、リース料、車両関係費用などの各金額が記載されているもの。乙47）、外注費の領収証14枚の写し（宛先を原告、領収者をそれぞれ外注先のうち丁5枚、丙2枚、Q7枚とするもの。乙48）、K銀行松戸支店作成の本件口座の取引推移一覧表（原告が外注費、材料費の振込みと指摘する「Q」「外注（丁他）」「株）Y」の該当部分にマーカーが付されているもの。乙49）を提出した。

(18) 処分行政庁は、令和2年7月27日付けで、原告に対し、平成27年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等について、無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定をした。国税不服審判所長は、国税通則法104条2項の規定により、上記変更決定のうち平成27年課税期間及び平成28年課税期間に係るものについて上記（16）の審査請求との併せ審理をした。

これらの変更決定は、無申告加算税の対象となるべき地代家賃の金額に誤りがあったためされたもの（平成29年課税期間については地代家賃の金額のうち無申告加算税の対象となるべき金額があったためされたもの）である。（乙50の1ないし4）

(19) 国税不服審判所長は、令和3年2月16日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する裁決をした。

3 本件各所得税通知処分の適否

原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等の納税義務は、当該年の終了の時に成立し（国税通則法15条2項1号）、原告がした期限内申告により、当該年分の納付すべき税額が既に確定していた（同条1項）ところ、原告が令和元年12月17日にした修正申告により、当該年分の納付すべき税額が改めて確定した。原告は、修正申告書に記載した事業所得に係る総収入金額及び必要経費の金額に誤りがあったことにより、当該修正申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとして、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、平成26年分ないし平成30年分の所得税等について、更正の請求をし、処分行政庁は、調査を行った上、令和2年6月11日付けで、原告に対し、上記更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の通知処分である本件各所得税通知処分をしたところ、これらの行為は当該年分の納付すべき税額を確定するものでないが、修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額及び必要経費の金額に誤りがあったことにより、当該修正申告書の提出により納付すべき税額が過大であるならば、上記更正の請求について更正をすべき理由がないとした本件各所得税通知処分が違法であり、取り消されるべきものであることとなるから、取消判決の拘束力に従い処分行政庁がした減額更正による一部取消しにより、修正申告により既に確定していた当該年分の納付すべき税額が減少することとなる。

そこで、修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額及び必要経費の金額に誤りがあ

ったことにより、当該修正申告書の提出により納付すべき税額が過大であるか否かについて検討することとするが、更正の請求が、申告又は更正により既に確定した納付すべき税額について、減額更正による一部取消しを求める行為であり、そのため、更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等のほか、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない（国税通則法23条3項）、更正の請求をしようとする者は、その更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、その書類を更正請求書に添付しなければならない（その更正の請求をする理由が課税標準たる所得が過大であることその他その理由の基礎となる事実が一定期間の取引に関するものであるときは、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証明する書類を更正請求書に添付しなければならない。国税通則法施行令6条2項）ことに鑑みると、修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額及び必要経費の金額に誤りがあったことにより、当該修正申告書の提出により納付すべき税額が過大であることについては、原告が立証責任を負うというべきである。

(1) 修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額に誤りがあるか否かについて

原告が令和元年12月17日に処分行政庁に対してした平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に係る修正申告書には、原告の上記各年分の事業所得に係る総収入金額として、平成24年分1634万2399円（乙9の1）、平成25年分2120万7659円（乙9の2）、平成26年分1925万9756円（乙9の3）、平成27年分1537万3576円（乙9の4）、平成28年分1205万0542円（乙9の5）、平成29年分1091万8533円（乙9の6）、平成30年分1373万7112円（乙9の7）が記載されている。

原告が法定申告期限までに処分行政庁に対してした平成24年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告に係る期限内申告書のうち、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告に係るものには、原告の上記各年分の事業所得に係る総収入金額の記載がなく（乙8の1ないし3）、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告に係るものには、原告の上記各年分の事業所得に係る総収入金額として、平成27年分1033万4132円（乙8の4）、平成28年分913万1030円（乙8の5）、平成29年分797万9765円（乙8の6）、平成30年分871万6032円（乙8の7）が記載されているのであり、原告は、原始記録を基として作成した外注費、その他の経費の各集計メモの記載に基づいて収支内訳書（乙18の1ないし4）を作成し、平成27年分ないし平成30年分の事業所得に係る総収入金額として、各年分の上記金額を自認していたと認めるところ、証拠（乙25）によれば、原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての調査の結果、課税標準等に関する誤りとして、平成24年分1634万2399円、平成25年分2120万7659円、平成26年分1925万9756円、平成27年分503万9444円、平成28年分291万9512円、平成29年分293万8768円、平成30年分502万1080円の売上除外の事実が把握されたと認めことができ、上記自認に係る金額と上記の売上除外の事実が把握された金額を合わせると、修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額と同額となる。

そして、上記の売上除外の事実の把握が、原告が保管していた原始記録及び売上先への反

面調査により実額で行われたものであること（乙25）に加えて、本件全証拠によるも、上記の売上除外の事実の把握の正確性に合理的な疑いを生ぜしめる事情があると認めるに足りないことからするならば、上記の売上除外の事実の把握に誤りがあると認めることはできず、修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額に誤りがあると認めることはできない。

原告は、修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額に誤りがあると指摘するが、採用することができない。

原告は、平成30年11月30日付けのJ宛の請求書に係る出来高の売上金額251万円の入金は、未成工事であることから、平成30年分の事業所得に係る総収入金額に計上することを要しないと主張するが、原告は、売上先に対する工事代金の請求を、出来高に基づいて月末締めで作成した請求書を送付する方法により行っていたのであり（前提事実（2）イ）、平成30年11月末日締めで、出来高に基づいて、Jに対し、248万0220円の支払を請求した（乙5の10枚目）ところ、同年12月4日、本件口座に、Jから、工事代金248万0220円の振込みがあったのである（乙14）から、工事が年を跨いだことは平成30年分の事業所得に係る総収入金額に計上しないことの理由とならない。

原告は、更正の請求の理由において、原告は一人親方として申告していたものであるとし（認定事実（12））、審査請求の理由において、売上先の意向もあり、他の一人親方である外注先の労賃（外注費）を一括して請求していたが、申告は自らの労賃のみを申告していたなどとしている（認定事実（15））が、原告が売上先に対して代金を請求していた工事は、全て原告が受注したものであり、外注先が受注したものはなく（弁論の全趣旨）、原告が売上先に対して請求した工事代金は、全て原告の売上金額であるというべきであるから、採用することができない。

（2）修正申告書に記載された必要経費の金額に誤りがあるか否かについて

原告が令和元年12月17日に処分行政庁に対してした平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に係る修正申告書には、原告の上記各年分の事業所得の金額として、平成24年分559万0113円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1634万2399円から必要経費の金額1075万2286円を控除した金額。乙9の1、弁論の全趣旨）、平成25年分731万3874円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額2120万7659円から必要経費の金額1389万3785円を控除した金額。乙9の2、弁論の全趣旨）、平成26年分662万3729円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1925万9756円から必要経費の金額1263万6027円を控除した金額。乙9の3、弁論の全趣旨）、平成27年分533万8591円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1537万3576円から必要経費の金額1003万4985円を控除した金額。乙9の4、弁論の全趣旨）、平成28年分324万5811円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1205万0542円から必要経費の金額880万4731円を控除した金額。乙9の5、弁論の全趣旨）、平成29年分393万5419円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1091万8533円から必要経費の金額698万3114円を控除した金額。乙9の6、弁論の全趣旨）、平成30年分524万6306円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1373万7112円から必要経費の金額849万0806円を控除した金額。乙9の7、弁論の全趣旨）が記載されている。

原告が法定申告期限までに処分行政庁に対してした平成24年分ないし平成30年分の所

得税等の確定申告に係る期限内申告書のうち、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告に係るものには、原告の上記各年分の事業所得の金額の記載がなく（乙8の1ないし3）、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告に係るものには、原告の上記各年分の事業所得の金額として、平成27年分52万3602円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額1033万4132円から必要経費の金額981万0530円を控除した金額。乙8の4、乙18の1）、平成28年分103万5689円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額913万1030円から必要経費の金額809万5341円を控除した金額。乙8の5、乙18の2）、平成29年分124万4501円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額797万9765円から必要経費の金額673万5264円を控除した金額。乙8の6、乙18の3）、平成30年分55万5226円（上記（1）の事業所得に係る総収入金額871万6032円から必要経費の金額816万0806円を控除した金額。乙8の7、乙18の4）が記載されているのであり、原告は、原始記録を基として作成した外注費、その他の経費の各集計メモの記載に基づいて収支内訳書（乙18の1ないし4）を作成し、平成27年分ないし平成30年分の必要経費の金額として、各年分の上記金額を自認していたと認めることができるところ、原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての調査結果の説明書（乙25）が、調査の結果、①外注費について、平成30年分の売上除外に係る外注費13万円を認容し、平成26年分以前の外注費を原告の平成27年分ないし平成30年分の経費率により認容した（平成24年分719万0656円、平成25年分933万1370円、平成26年分847万4293円、平成30年分13万円）、②地代家賃について、各年分20万円の倉庫代を認容し、平成26年分以前の地代家賃を原告の平成27年分ないし平成30年分の経費率により認容した（平成24年分108万0855円、平成25年分134万3093円、平成26年分123万8101円、平成27年分20万円、平成28年分20万円、平成29年分20万円、平成30年分20万円）、③その他の経費について、平成26年分以前の必要経費を原告の平成27年分ないし平成30年分の経費率により算定した（平成24年分248万0775円、平成25年分321万9322円、平成26年分292万3633円）とするものであることは、認定事実（11）のとおりである。この調査結果の意味について、証拠（乙18の1ないし4、乙25）によれば、上記の調査結果の説明書は、①平成27年分ないし平成30年分の必要経費の金額について、期限内申告書に添付された収支内訳書に記載の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額（別表1）を基本的に認めることとし、平成27年分の外注費を718万2250円、地代家賃を94万円（収支内訳書に記載された金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を191万2735円（合計額の算出時の違算を訂正した金額）と、平成28年分の外注費を558万5000円、地代家賃を94万円（収支内訳書に記載された金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を227万9731円（合計額の算出時の違算を訂正した金額）と、平成29年分の外注費を452万4405円、地代家賃を88万円（収支内訳書に記載された金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を157万8709円（合計額の算出時の違算を訂正した金額）と、平成30年分の外注費を569万7900円（収支内訳書に記載された金額に、上記（1）の売上除外に係るJに対する売上金額248万0220円に対応する外注先に対する外注費13万円を加えた金額）、地代家賃を80万円（収支内訳書に記載された金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を

199万2906円と、それぞれ認容した上、②平成24年分ないし平成26年分の必要経費の金額について、平成27年分ないし平成30年分の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額が上記各年分の売上金額に占める割合を平均して求めた平均経費率（別表2）を、平成24年分ないし平成26年分の売上金額に乗じて得た金額とすることとし（認定事実（11））、平成24年分の外注費を719万0656円、地代家賃を108万0855円（平均経費率を乗じて得た金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を248万0775円と、平成25年分の外注費を933万1370円、地代家賃を134万3093円（平均経費率を乗じて得た金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を321万9322円と、平成26年分の外注費を847万4293円、地代家賃を123万8101円（平均経費率を乗じて得た金額に倉庫代20万円を加えた金額）、その他の経費を292万3633円と、それぞれ認容したものであると認めることができる。これらの外注費、地代家賃及びその他の経費の金額の合計額は、修正申告書に記載された事業所得の金額の計算に当たり事業所得に係る総収入金額から控除された必要経費の金額と同額となる。

そして、必要経費の多くの金額は売上金額に比例して増減する性質を有すると考えられること（地代家賃は、そのような性質を有するとはいえないが、本件については、平成24年分ないし平成26年分の地代家賃が平成27年分ないし平成30年分の地代家賃の金額を超える金額として算定されており、原告に不利益には作用していないから、問題は生じない。）に加えて、本件全証拠によるも、平成24年分ないし平成26年分の必要経費と平成27年分ないし平成30年分の必要経費との間において売上金額に占める割合を異にする事情があると認めるに足りないことからするならば、収支内訳書に記載の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額（別表1）と平均経費率（別表2）を用いて算定された上記の必要経費の金額に誤りがあると認めることはできず、修正申告書に記載された事業所得の金額に誤りがあると認めることはできない。

原告は、必要経費の金額について種々主張し、それを裏付ける証拠として、更正の請求の調査において、①平成30年分の外注費の集計メモ（乙5の8枚目）の写しに未計上の外注費を加入したもの（乙35）、②平成30年分のその他の経費の集計メモ（乙5の9枚目）の写しに未計上の経費を加入したもの（乙36）、③作業員名簿（乙37）、④「支払内訳5月7日」と題するメモ（平成24年分ないし平成30年分の各年別に、外注費の合計金額、外注先ごとの合計金額、その他の経費として損害保険料や交際費の金額が記載されているもの。乙38）、⑤平成24年分ないし平成30年分の収支内訳書（「外注工賃」欄、「その他の経費」の「交際費」欄及び「損害保険料」欄に、上記外注費の合計額や損害保険料、交際費の各金額が記載されており、他は空欄とされているもの。平成30年分については、「その他の経費」欄の「金物工具」欄にも記載がある。乙39）を、審査請求の審査において、①L信用組合の振込みカード4枚（依頼人を原告、受取人を「N」「丁」「O」「Q」とするもの。乙46）、②「年度別外注費及び材料費、その他内訳」と記載された書面（平成24年分ないし平成30年分の各年別に、外注費の支払先ごとの振込金額、現金払金額、その他の経費として材料費、リース料、車両関係費用などの各金額が記載されているもの。乙47）、③外注費の領収証14枚の写し（宛先を原告、領収者をそれぞれ外注先のうち丁5枚、丙2枚、Q7枚とするもの。乙48）、④K銀行松戸支店作成の本件口座の取引推移一覧表（原告が外注費、材料費の振込みと指摘する「Q」「外注（丁他）」「株）Y」の該当部分に

マーカーが付されているもの。乙49)を、それぞれ提出し、本件訴えにおいても、「反論書」と題する書面(甲2)を提出する。しかし、これらの証拠は、いずれも、必要経費の金額に係る原始記録やその原始記録に基づいて作成された帳簿類等でなく、原告や外注先が事後的に作成したものであり、その実質的証拠力において、原告や外注先の供述の域を出ないものである(乙48の領収証についても、1年分をまとめた金額について作成されたものであり、それが証拠として提出された時期が審査請求の審理に至ってからであったことに照らして、外注費の支払ごとに作成されたものでなく、事後的に一括して作成されたものであることが明らかであり、原始記録としての性格を有するものでない)。これらの証拠は必要経費の金額に誤りがあると認めるに足りない。

(3) 当該修正申告書の提出により納付すべき税額が過大であるか否かについて

原告が令和元年12月17日に処分行政庁に対してした平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に係る修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額に誤りがあると認めることはできず、当該修正申告書に記載された事業所得の金額の計算に当たり事業所得に係る総収入金額から控除された必要経費の金額に誤りがあると認めることもできないことは、上記(1)及び(2)のとおりであり、当該修正申告書に記載した事業所得に係る総収入金額及び必要経費の金額に誤りがあったことにより、当該修正申告書の提出により納付すべき税額が過大であるということとはできない。

処分行政庁が原告の平成26年分ないし平成30年分の所得税等に係る更正の請求についてした更正をすべき理由がない旨の各通知処分である本件各所得税通知処分は適法である。

4 本件各所得税加算税賦課決定の適否

原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告をし(別紙2の第1の1(1)ないし(7))、その後、松戸税務署の調査担当職員の勧奨を受けて、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、上記各年分の所得税等の修正申告をしたのである(別紙2の第1の2(1)ないし(7))から、国税通則法65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する。

そして、原告は、平成22年頃、個人で型枠工事行を行うようになったが、処分行政庁に対し、個人事業の開業届出書を提出せず、平成23年2月、処分行政庁に対し、電子申告・納税等開始届出書を提出した際には、職業を無職とし、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告においても、職業を無職としていたのであり(前提事実(3)ア及びイ)、そのことを前提として、上記各年分の所得税等の確定申告において、自らの所得の区分を雑所得として、事業所得が存在しないことを装った上、売上金額のごく一部のみを作為的に申告し、収入金額や所得金額を著しく低く装い、納付すべき税額を0円としていた。加えて、原告は、売上先からの工事代金の支払を、主として本件口座への振込みの方法により受けていたところ、月に一度は、本件口座の預金通帳の記帳を行い、売上先からの入金額が原告の請求書に記載された請求額と一致していることを確認していたのであり(前提事実(2)イ)、その事業に係る収入金額及び必要経費の金額を正確に把握していた。しかし、原告は、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、職業を建設業とし、自らの所得の区分を事業所得としたものの、売上金額の相当部分を作為的に除外した集計メモをあらかじめ作成し申告書作成会場に持参して、それを基に収支内訳書を作成し、意図的に収入金額や所得金額の相当部分が存在しないことを装い、納付すべき税額を0円ないし著しく低い

金額としていた。原告は、平成24年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限内申告をしていたものであるから、国税通則法68条1項の規定に該当する。

平成24年分ないし平成30年分の所得税等の修正申告に基づき新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、それらの修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項の正当な理由があると認められるものはないから、上記各年分の所得税等の修正申告に基づく納付すべき税額について、同法68条1項の規定により、過少申告加算税に代え、別紙3（課税処分及び通知処分の根拠）の第1の1ないし7の各（5）のとおり、平成24年分として15万7500円の重加算税が、平成25年分として23万8000円の重加算税が、平成26年分として19万6000円の重加算税が、平成27年分として15万7500円の重加算税が、平成28年分として4万2000円の重加算税が、平成29年分として6万3000円の重加算税が、平成30年分として14万7000円の重加算税が、それぞれ課されるべきであり、その金額は、別紙2（課税処分及び通知処分の経緯）の第1の3の本件各所得税加算税賦課決定が賦課した上記各年分の所得税等についての重加算税の額と同額であるから、処分行政庁が令和2年1月27日付けで原告に対してした平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての重加算税の賦課決定である本件各所得税加算税賦課決定は適法である。

5 本件各消費税通知処分の適否

原告は、期限後申告書（平成29年課税期間については修正申告書。以下、この項においては併せて単に「期限後申告書」という。）に記載した課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあったことにより、当該期限後申告書の提出により納付すべき税額が過大であるとして、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等について、更正の請求をし、処分行政庁は、調査を行った上、令和2年6月11日付けで、原告に対し、上記更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の通知処分である本件各消費税通知処分をしたところ、期限後申告書に記載された課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあったことにより、当該期限後申告書の提出により納付すべき税額が過大であるならば、上記更正の請求について更正をすべき理由がないとした本件各消費税通知処分が違法であり、取り消されるべきものであることとなる。

そこで、期限後申告書に記載された課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあったことにより、当該期限後申告書の提出により納付すべき税額が過大であるか否かについて検討することとするが、期限後申告書に記載された課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあったことにより、当該期限後申告書の提出により納付すべき税額が過大であることについては、原告が立証責任を負うというべきであることは、上記3と同様である。

(1) 期限後申告書に記載された課税売上額に誤りがあるか否かについて

原告が令和元年12月17日に処分行政庁に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告に係る期限後申告書には、原告の上記各課税期間の課税売上額として、原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての調査結果の説明書（乙26）に記載された金額と同額が記載されている（乙28の1ない

し4、乙29)。

そして、上記の課税売上額が、原告が作成した決算書を基に実額で算出されたものであること(乙26)に加えて、本件全証拠によるも、上記の課税売上額の算出の正確性に合理的な疑いを生ぜしめる事情があると認めるに足りないことからするならば、上記の課税売上額の算出に誤りがあると認めることはできず、期限後申告書に記載された課税売上額に誤りがあると認めることはできない。

(2) 期限後申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあるか否かについて

原告が令和元年12月17日に処分行政庁に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告に係る期限後申告書には、原告の上記各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として計算される控除対象仕入税額の金額として、原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての調査結果の説明書(乙26)に記載された金額と同額が記載されている(乙28の1ないし4、乙29)。

そして、原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての調査結果の説明書(乙26)に記載された控除対象仕入税額の金額のうち、平成27年課税期間ないし平成30年課税期間の金額が、原告が平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告に当たり外注費、その他の経費の各集計メモの記載に基づいて作成した収支内訳書に記載の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額(別表1)中の課税取引金額に係るものであり、平成26年課税期間の金額が、原告の平成24年分ないし平成30年分の所得税等についての調査結果の説明書(乙25)が求めた平均経費率(別表2)を処分行政庁が調査により把握した原告の平成26年分の売上金額に乗じて得た金額中の課税取引金額に係るものであることは、認定事実(11)のとおりであるところ、上記の外注費、地代家賃及びその他の経費の金額(別表1)と平均経費率(別表2)を用いて算定された上記の必要経費の金額に誤りがあると認めることはできないことは、上記3(2)のとおりであり、期限後申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあると認めることはできない。

(3) 当該期限後申告書の提出により納付すべき税額が過大であるか否かについて

原告が令和元年12月17日に処分行政庁に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限後申告に係る期限後申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあると認めることはできず、当該期限後申告書に記載された課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあると認めることもできないことは、上記(1)及び(2)のとおりであり、当該期限後申告書に記載した課税売上額及び課税仕入れに係る支払対価の額に誤りがあったことにより、当該期限後申告書の提出により納付すべき税額が過大であるということはできない。

処分行政庁が原告の平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等に係る更正の請求についてした更正をすべき理由がない旨の各通知処分である本件各消費税通知処分は適法である。

6 本件各消費税加算税賦課決定の適否

原告は、松戸税務署の調査担当職員の勧奨を受けて、令和元年12月17日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等の確定申告をしたのである(別紙2の第2の1(1)ないし(3)及び(5))から、国税通則法66条1項1号(無申告加算税)の規定に該当し、平成29年課税

期間については、平成30年5月29日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、上記課税期間の消費税等の確定申告をし、その後、松戸税務署の調査担当職員の勧奨を受けて、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、上記課税期間の消費税等の修正申告をしたのである（別紙2の第2の1（4））から、国税通則法66条1項2号（無申告加算税）の規定に該当する。

そして、原告が、その事業に係る収入金額及び必要経費の金額を正確に把握していたが、職業を無職とし、そのことを前提として、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の確定申告において、売上金額のごく一部のみを作為的に申告し、収入金額や所得金額を著しく低く装い、平成27年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告においても、売上金額の相当部分を作為的に除外した集計メモを基に収支内訳書を作成し、意図的に収入金額や所得金額の相当部分が存在しないことを装っていたことは、上記4のとおりである。原告は、平成27年分の所得税等の確定申告の際に、申告書作成会場の職員から、平成29年課税期間から消費税等の申告が必要になると指導を受けたことから、平成28年分以降の所得税等の確定申告において、売上金額が1000万円を超えないよう、売上金の集計メモを作成するに当たり、主な売上先であるEに対する売上金額を記載した後、他の売上先に対する売上金額を調整し、合計1000万円を超えないようにして、売上金額を少なく申告していたものであり、平成30年分の売上金の集計メモの作成の際には、売上金額が1000万円を超えないようにするため、平成30年11月30日付けのJ宛の請求書に係る売上金額を計算から除いている（乙5、6）。原告は、平成26年分ないし平成30年分の所得税等の確定申告において、売上金額のごく一部のみを作為的に申告し、消費税等の課税売上や課税仕入れを低く装い、平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等についての申告をせず、平成29年課税期間については、同課税期間の消費税等の期限後申告において、納付すべき税額を相当に低いものとしていたものである。原告は、平成26年課税期間ないし平成28年課税期間及び平成30年課税期間の消費税等について、当初から確定申告をしないことを意図し、その意図を外部から窺い得る特段の行動をした上、その意図に基づき確定申告をしなかったものであるから、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに確定申告をしなかったといえるのであり、国税通則法68条2項の規定に該当し、平成29年課税期間については、同課税期間の消費税等の確定申告において、当初から課税売上を過少に申告することを意図し、その意図を外部から窺い得る特段の行動をした上、その意図に基づき過少申告をしたものであるから、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき期限後申告をしていたといえるのであり、国税通則法68条2項の規定に該当する。

平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等の期限内申告がなかったことについて国税通則法66条1項ただし書の正当な理由があると認められるものはないから、上記各課税期間の消費税等の期限後申告（平成29年課税期間については修正申告）に基づく納付すべき税額について、同法68条2項の規定により、無申告加算税に代え、別紙3（課税処分及び通知処分の根拠）の第2の1ないし5の各（8）及び（9）のとおり、平成26年課税期間について6000円の無申告加算税及び30万円の重加算税が、平成27年課税期

間について1万2000円の無申告加算税及び14万8000円の重加算税が、平成28年課税期間について1万8000円の無申告加算税及び8万4000円の重加算税が、平成29年課税期間について4500円の無申告加算税及び8万4000円の重加算税が、平成30年課税期間について1万6500円の無申告加算税及び13万2000円の重加算税が、それぞれ課されるべきであり、その金額は、別紙2（課税処分及び通知処分の経緯）の第2の2の本件各消費税加算税賦課決定（ただし、①平成27年課税期間及び平成28年課税期間については、平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定を吸収した令和2年7月27日付け無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定、②平成29年課税期間及び平成30年課税期間については、令和2年7月27日付け無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定により減額された後の平成29年消費税加算税賦課決定及び平成30年消費税加算税賦課決定。別紙2の第2の4（2））が賦課した上記各課税期間の消費税等についての無申告加算税及び重加算税の額と同額であるから、処分行政庁が令和2年1月27日付けで原告に対してした平成26年課税期間ないし平成30年課税期間の消費税等についての重加算税の賦課決定である本件各消費税加算税賦課決定は適法である。

第4 結論

よって、本件訴えのうち平成27年消費税加算税賦課決定及び平成28年消費税加算税賦課決定の取消しを求める部分是不適法であるから、これを却下し、原告のその余の訴えに係る請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 内野 俊夫

裁判官 塚原 洋一

裁判官 内藤 秀介

関係法令の定め

1 所得税法の定め

(1) 27条 (事業所得)

5 ア 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。（1項）

イ 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。（2項）

10 (2) 36条 (収入金額)

ア その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。（1項）

イ 2項、3項 (省略)

(3) 37条 (必要経費)

20 ア その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（括弧内省略）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。（1項）

イ 2項 (省略)

25 2 消費税法の定め

(1) 2条 (定義)

ア この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1項)

一、二 (省略)

三 個人事業者 事業を行う個人をいう。

四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

四の二ないし七 (省略)

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(括弧内省略)をいう。

八の二ないし五 (省略)

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

十、十一 (省略)

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(所得税法28条1項(給与所得)に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。)を受けること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、7条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び8条1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)をいう。

十三ないし二十 (省略)

イ 2項、3項 (省略)

(2) 28条(課税標準)

ア 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき

消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び3項において同じ。)とする。(ただし書省略) (1項)

イ 2項ないし4項 (省略)

5 (3) 30条 (仕入れに係る消費税額の控除)

ア 事業者 (括弧内省略) が、国内において行う課税仕入れ (中略) については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の45条1項2号に掲げる課税標準額に対する消費税額 (以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。) から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額 (当該課税仕入れに係る支払対価の額に100分の7.8を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。) (中略) につき課された又は課されるべき消費税額 (附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。) の合計額を控除する。 (1項)

10 一 国内において課税仕入れを行った場合 当該課税仕入れを行った日
二 ないし四 (省略)

15 イ 2項ないし10項 (省略)

3 国税通則法の定め

(1) 17条 (期限内申告)

20 ア 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。 (1項)

イ 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。 (2項)

(2) 18条 (期限後申告)

25 ア 期限内申告書を提出すべきであった者 (括弧内省略) は、その提出期限後においても、25条 (決定) の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。 (1項)

イ 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。(2項)

ウ 3項(省略)

(3) 19条(修正申告)

ア 納税申告書を提出した者(括弧内省略)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申告について24条(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等(2条6号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。)又は税額等(同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。)を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。(1項)

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二ないし四(省略)

イ 2項(省略)

ウ 前2項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。(3項)

エ 4項(省略)

(4) 23条(更正の請求)

ア 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年(括弧内省略)以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は26条(再更正)の規定による更正(以下この条において「更正」という。))があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。(1項)

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。



二、三 (省略)

イ 2項、3項 (省略)

ウ 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。(4項)

エ 5項ないし7項 (省略)

(5) 65条 (過少申告加算税)

ア 期限内申告書 (括弧内省略) が提出された場合 (括弧内省略) において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき3.5条2項 (期限後申告等による納付) の規定により納付すべき税額に100分の10の割合 (括弧内省略) を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。(1項)

イ 2項、3項 (省略)

ウ 次の各号に掲げる場合には、1項又は2項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。(4項)

一 1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額 (括弧内省略) の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合 当該期限内申告書に係る税額 (括弧内省略) に達するまでの税額

二 (省略)

エ 5項 (省略)

(6) 66条 (無申告加算税)

ア 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき3.5条2項 (期限後申告等による納付) の規定により納付すべき税額に100分の15の割合 (括弧内省略) を乗じ

て計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。(1項)

一 期限後申告書の提出又は25条(決定)の規定による決定があった場合

二 期限後申告書の提出又は25条の規定による決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合

イ 2項ないし4項(省略)

ウ 前条4項の規定は、1項2号の場合について準用する。(5項)

エ 6項、7項(省略)

(7) 68条(重加算税)

ア 65条1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(括弧内省略)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。(1項)

イ 66条1項(無申告加算税)の規定に該当する場合(括弧内省略)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基

礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の4.0の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。(2項)

ウ 3項、4項(省略)

(8) 7.0条(国税の更正、決定等の期間制限)

ア 1項ないし3項(省略)

イ 次の各号に掲げる更正決定等は、1項又は前項の規定にかかわらず、1項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から7年を経過する日まで、することができる。(4項)

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等

二、三(省略)

課税処分及び通知処分の経緯

第1 所得税等関係

1 確定申告（期限内申告）

- (1) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額64万4376円（事業所得の金額0円、雑所得の金額64万4376円）、所得控除の額の合計額138万9837円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、納付すべき税額0円とする平成24年分の所得税の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業を無職とした上、雑所得（公的年金等以外）の収入金額120万円、雑所得に係る必要経費等の金額74万5356円としていた。（乙8の1）
- (2) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額67万2007円（事業所得の金額0円、雑所得の金額67万2007円）、所得控除の額の合計額255万1110円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする平成25年分の所得税等の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業を「なし」とした上、雑所得（公的年金等以外）の収入金額138万円、雑所得に係る必要経費等の金額89万5274円としていた。（乙8の2）
- (3) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額64万2393円（事業所得の金額0円、雑所得の金額64万2393円）、所得控除の額の合計額109万9891円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする平成26年分の所得税等の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業欄を空欄とした上、雑所得（公的年金等以外）の収入金額136万円、雑所得に係る必要経費等の金額71万7607円としていた。（乙8の3）
- (4) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額82万3530円（事業所得の金額52万3602円、雑所得の金額29万9928円）、所得控除の額の合計額55万7215円、課税総所得金額26万6000円、課税総所得金額に対する税額1万3300円、復興特別所得税額279円、納付すべき税額1万3500円とする平成27年分の所得税等の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業を建設業とした上、この確定申告に係る確定申告書に添付したその事業に係る収支内訳書（乙18の1）において、売上金額1033万4132円、経費のうち、外注工賃718万2250円、地代家賃74万円、その他の経費188万8280円、所得金額52万3602円としていた。（乙8の4）

原告は、平成28年4月28日、処分行政庁に対し、確定申告書の生命保険料控除の金額の記載に誤りがあったことを理由として、平成27年分の所得税等について、総所得金額82万3530円（事業所得の金額52万3602円、雑所得の金額29万9928円）、所得控除の額の合計額59万4005円、課税総所得金額22万9000円、課税総所得金額に対する税額1万1450円、復興特別所得税額240円、納付すべき税額1万1600円とする更正の請求をした。（乙19）

処分行政庁は、平成28年6月16日付けで、原告に対し、平成27年分の所得税等について、総所得金額82万3530円（事業所得の金額52万3602円、雑所得の金額29

万9928円)、所得控除の額の合計額59万4005円、課税総所得金額22万9000円、課税総所得金額に対する税額1万1450円、復興特別所得税額240円、納付すべき税額1万1600円とする更正をした。(乙20)

(5) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額103万5689円(事業所得の金額103万5689円、雑所得の金額0円)、所得控除の額の合計額135万4811円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする平成28年分の所得税等の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業を建設業とした上、この確定申告に係る確定申告書に添付したその事業に係る収支内訳書(乙18の2)において、売上金額913万1030円、経費のうち、外注工賃558万5000円、減価償却費54万円、地代家賃74万円、その他の経費197万0341円(123万0341円の誤記)、所得金額103万5689円としていた。(乙8の5)

(6) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額154万7618円(事業所得の金額124万4501円、雑所得の金額30万3117円)、所得控除の額の合計額142万9526円、課税総所得金額11万8000円、課税総所得金額に対する税額5900円、復興特別所得税額123円、納付すべき税額6000円とする平成29年分の所得税等の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業を建設業とした上、この確定申告に係る確定申告書に添付したその事業に係る収支内訳書(乙18の3)において、売上金額797万9765円、経費のうち、外注工賃452万4405円、減価償却費25万円、地代家賃68万円、その他の経費128万0859円、所得金額124万4501円としていた。(乙8の6)

(7) 原告は、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、総所得金額85万7894円(事業所得の金額55万5226円、雑所得の金額30万2668円)、所得控除の額の合計額136万5470円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする平成30年分の所得税等の確定申告をした。原告は、この確定申告に係る確定申告書において、職業を建設業とした上、この確定申告に係る確定申告書に添付したその事業に係る収支内訳書(乙18の4)において、売上金額871万6032円、経費のうち、外注工賃556万7900円、減価償却費15万円、地代家賃60万円、その他の経費184万2906円、所得金額55万5226円としていた。(乙8の7)

2 修正申告

(1) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額577万9845円(事業所得の金額559万0113円、雑所得の金額18万9732円)、所得控除の額の合計額138万9837円、課税総所得金額439万円、課税総所得金額に対する税額45万0500円、納付すべき税額45万0500円とする平成24年分の所得税の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額1634万2399円、必要経費のうち、外注費719万0656円、地代家賃108万0855円、その他の経費248万0775円(減価償却費32万1945円を含む。)、事業所得の金額559万0113円としていた。(乙9の1、弁論の全趣旨)

(2) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額750万1155円(事業所得の金額731万3874円、雑所得の金額18万7281円)、所得控除の額の合計

- 額200万4710円、課税総所得金額549万6000円、課税総所得金額に対する税額67万1700円、復興特別所得税額1万4105円、納付すべき税額68万5800円とする平成25年分の所得税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額2120万7659円、必要経費のうち、外注費933万1370円、地代家賃134万3093円、その他の経費321万9322円（減価償却費41万7791円を含む。）、事業所得の金額731万3874円としていた。（乙9の2、弁論の全趣旨）
- (3) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額662万3729円（事業所得の金額662万3729円、雑所得の金額0円）、所得控除の額の合計額170万3050円、課税総所得金額492万円、課税総所得金額に対する税額55万6500円、復興特別所得税額1万1686円、納付すべき税額56万8100円とする平成26年分の所得税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額1925万9756円、必要経費のうち、外注費847万4293円、地代家賃123万8101円、その他の経費292万3633円（減価償却費37万9417円を含む。）、事業所得の金額662万3729円としていた。（乙9の3、弁論の全趣旨）
- (4) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額563万8519円（事業所得の金額533万8591円、雑所得の金額29万9928円）、所得控除の額の合計額121万9711円、課税総所得金額441万8000円、課税総所得金額に対する税額45万6100円、復興特別所得税額9578円、納付すべき税額46万5600円とする平成27年分の所得税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額1537万3576円、必要経費のうち、外注費718万2250円、地代家賃94万円、その他の経費191万2735円（減価償却費は0円）、事業所得の金額533万8591円としていた。（乙9の4、弁論の全趣旨）
- (5) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額354万9820円（事業所得の金額324万5811円、雑所得の金額30万4009円）、所得控除の額の合計額130万6595円、課税総所得金額224万3000円、課税総所得金額に対する税額12万6800円、復興特別所得税額2662円、納付すべき税額12万9400円とする平成28年分の所得税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額1205万0542円、必要経費のうち、外注費558万5000円、地代家賃94万円、その他の経費227万9731円（減価償却費54万円を含む。）、事業所得の金額324万5811円としていた。（乙9の5、弁論の全趣旨）
- (6) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額423万8536円（事業所得の金額393万5419円、雑所得の金額30万3117円）、所得控除の額の合計額140万6906円、課税総所得金額283万1000円、課税総所得金額に対する税額18万5600円、復興特別所得税額3897円、納付すべき税額18万9400円とする平成29年分の所得税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額1091万8533円、必要経費のうち、外注費452万4405円、地代家賃88万円、その他の経費157万8709円（減価償却費25万円を含む。）、事業所得の金額393万5419円としていた。（乙9の6、弁論の全趣旨）
- (7) 原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、総所得金額554万8974円（事業所得の金額524万6306円、雑所得の金額30万2668円）、所得控除の額の合計

額134万9205円、課税総所得金額419万9000円、課税総所得金額に対する税額41万2300円、復興特別所得税額8658円、納付すべき税額42万0900円とする平成30年分の所得税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、事業所得に係る総収入金額1373万7112円、必要経費のうち、外注費569万7900円、地代家賃80万円、その他の経費199万2906円（減価償却費15万円を含む。）、事業所得の金額524万6306円としていた。（乙9の7、弁論の全趣旨）

3 重加算税の賦課決定

- (1) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成24年分の所得税について、重加算税の額の基礎となる税額45万円、重加算税の額15万7500円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の1）
- (2) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成25年分の所得税等について、重加算税の額の基礎となる税額68万円、重加算税の額23万8000円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の2）
- (3) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成26年分の所得税等について、重加算税の額の基礎となる税額56万円、重加算税の額19万6000円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の3）
- (4) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成27年分の所得税等について、重加算税の額の基礎となる税額45万円、重加算税の額15万7500円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の4）
- (5) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成28年分の所得税等について、重加算税の額の基礎となる税額12万円、重加算税の額4万2000円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の5）
- (6) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成29年分の所得税等について、重加算税の額の基礎となる税額18万円、重加算税の額6万3000円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の6）
- (7) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成30年分の所得税等について、重加算税の額の基礎となる税額42万円、重加算税の額14万7000円とする重加算税の賦課決定をした。（乙30の7）

4 更正の請求及び通知処分

- (1) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、修正申告に係る事業所得の金額が過大であることを理由として、平成26年分の所得税等について、総所得金額64万2393円（事業所得の金額0円、雑所得の金額64万2393円）、所得控除の額の合計額174万9891円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする更正の請求をした。（乙32の1）

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。（乙40の1）

- (2) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、修正申告に係る事業所得の金額が過大であることを理由として、平成27年分の所得税等について、総所得金額82万3530円（事業所得の金額52万3602円、雑所得の金額29万9928円）、所得控除の額の合計額124万4005円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特

別所得税額0円、納付すべき税額0円とする更正の請求をした。(乙32の2)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙40の2)

- (3) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、修正申告に係る事業所得の金額が過大であることを理由として、平成28年分の所得税等について、総所得金額133万9698円(事業所得の金額103万5689円、雑所得の金額30万4009円)、所得控除の額の合計額135万4811円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする更正の請求をした。(乙32の3)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙40の3)

- (4) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、修正申告に係る事業所得の金額が過大であることを理由として、平成29年分の所得税等について、総所得金額154万7618円(事業所得の金額124万4501円、雑所得の金額30万3117円)、所得控除の額の合計額142万9526円、課税総所得金額11万8000円、課税総所得金額に対する税額5900円、復興特別所得税額123円、納付すべき税額6000円とする更正の請求をした。(乙32の4)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙40の4)

- (5) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、修正申告に係る事業所得の金額が過大であることを理由として、平成30年分の所得税等について、総所得金額85万7894円(事業所得の金額55万5226円、雑所得の金額30万2668円)、所得控除の額の合計額136万5470円、課税総所得金額0円、課税総所得金額に対する税額0円、復興特別所得税額0円、納付すべき税額0円とする更正の請求をした。(乙32の5)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙40の5)

5 審査請求及び裁決

原告は、国税不服審判所長に対し、令和2年2月23日、上記3の重加算税の賦課決定についての審査請求をし(乙42、43)、同年7月8日、上記4の通知処分についての審査請求をした(乙44、45)。国税不服審判所長は、国税通則法104条1項の規定により、上記各審査請求について併合審理をし、令和3年2月16日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する裁決をした(甲1)。

第2 消費税等関係

1 確定申告(期限後申告)

- (1) 原告は、令和元年12月17日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、課税標準額1795万3000円、消費税額103万0299円、控除対象仕入税額40万2562円、納付税額62万7700円、地方消費税の課税標準となる消費税額62万7700円、地方消費税の納付譲渡割額16万6600円、消費税等の合計税額79万4300円とする平成26年課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、この期限後申告において、課税売上額(税抜き)1795万4796円(税率4%適用分438万0843円、税率6.3%適用分1357万3953円)、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)723万4022円

(税率4%適用分95万9644円、税率6.3%適用分627万4378円)、課税仕入れに係る消費税額40万2562円(税率4%適用分3万6557円、税率6.3%適用分36万6005円)、控除対象仕入税額40万2562円(税率4%適用分3万6557円、税率6.3%適用分36万6005円)としていた。(乙28の1)

(2) 原告は、令和元年12月17日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、課税標準額1423万4000円、消費税額89万6742円、控除対象仕入税額53万6740円、納付税額36万円、地方消費税の課税標準となる消費税額36万円、地方消費税の納付譲渡割額9万7100円、消費税等の合計税額45万7100円とする平成27年課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、この期限後申告において、課税売上額(税抜き)1423万4792円、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)920万1265円、課税仕入れに係る消費税額53万6740円、控除対象仕入税額53万6740円としていた。(乙28の2)

(3) 原告は、令和元年12月17日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、課税標準額1115万7000円、消費税額70万2891円、控除対象仕入税額43万1400円、納付税額27万1400円、地方消費税の課税標準となる消費税額27万1400円、地方消費税の納付譲渡割額7万3200円、消費税等の合計税額34万4600円とする平成28年課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、この期限後申告において、課税売上額(税抜き)1115万7909円、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)739万5431円、課税仕入れに係る消費税額43万1400円、控除対象仕入税額43万1400円としていた。(乙28の3)

(4) 原告は、平成30年5月29日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、課税標準額738万8000円、消費税額46万5444円、控除対象仕入税額37万5048円、納付税額9万0300円、地方消費税の課税標準となる消費税額9万0300円、地方消費税の納付譲渡割額2万4300円、消費税等の合計税額11万4600円とする平成29年課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、この期限後申告において、課税売上額(税抜き)738万8671円、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)642万9400円、課税仕入れに係る消費税額37万5048円、控除対象仕入税額37万5048円としていた。(乙21)

処分行政庁は、平成30年6月27日付けで、原告に対し、平成29年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額11万円、無申告加算税の額5500円とする無申告加算税の賦課決定をした。(乙22)

原告は、令和元年12月17日、処分行政庁に対し、課税標準額1010万9000円、消費税額63万6867円、控除対象仕入税額34万7048円、納付税額28万9800円、既確定税額9万0300円、差引納付税額19万9500円、地方消費税の課税標準となる消費税額28万9800円、地方消費税の納付譲渡割額7万8200円、既確定税額2万4300円、差引納付税額5万3900円、消費税等の合計税額25万3400円とする平成29年課税期間の消費税等の修正申告をした。原告は、この修正申告において、課税売上額(税抜き)1010万9752円、課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)594万9400円、課税仕入れに係る消費税額34万7048円、控除対象仕入税額34万7048円としていた。(乙29)

(5) 原告は、令和元年12月17日、法定申告期限後に、処分行政庁に対し、課税標準額1271万9000円、消費税額80万1297円、控除対象仕入税額44万5492円、納付税額35万5800円、地方消費税の課税標準となる消費税額35万5800円、地方消費税の納付譲渡割額9万6000円、消費税等の合計税額45万1800円とする平成30年課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、この期限後申告において、課税売上額（税抜き）1271万9548円、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）763万7018円、課税仕入れに係る消費税額44万5492円、控除対象仕入税額44万5492円としていた。（乙28の4）

2 無申告加算税及び重加算税の賦課決定

- (1) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成26年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額4万円、無申告加算税の額6000円、重加算税の額の基礎となる税額75万円、重加算税の額30万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定をした。（乙31の1）
- (2) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成27年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額9万円、無申告加算税の額1万3500円、重加算税の額の基礎となる税額35万円、重加算税の額14万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定をした。（乙31の2）
- (3) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成28年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額14万円、無申告加算税の額2万1000円、重加算税の額の基礎となる税額20万円、重加算税の額8万円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定をした。（乙31の3）
- (4) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成29年課税期間の消費税等について、重加算税の額の基礎となる税額25万円、重加算税の額10万円とする重加算税の賦課決定をした。（乙31の4）
- (5) 処分行政庁は、令和2年1月27日付けで、原告に対し、平成30年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額5万円、無申告加算税の額7500円、重加算税の額の基礎となる税額39万円、重加算税の額15万6000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定をした。（乙31の5）

3 更正の請求及び通知処分

- (1) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、期限後申告に係る課税標準額が過大であることを理由として、平成26年課税期間の消費税等について、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、納付税額、地方消費税の課税標準となる消費税額、地方消費税の納付譲渡割額、消費税等の合計税額をいずれも0円とする更正の請求をした。（乙33の1）

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。（乙41の1）

- (2) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、期限後申告に係る課税標準額が過大であることを理由として、平成27年課税期間の消費税等について、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、納付税額、地方消費税の課税標準となる消費税額、地方消費税の納付譲渡割額、消費税等の合計税額をいずれも0円とする更正の請求をした。（乙33の2）

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通

知処分をした。(乙41の2)

- (3) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、期限後申告に係る課税標準額が過大であることを理由として、平成28年課税期間の消費税等について、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、納付税額、地方消費税の課税標準となる消費税額、地方消費税の納付譲渡割額、消費税等の合計税額をいずれも0円とする更正の請求をした。(乙33の3)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙41の3)

- (4) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、修正申告に係る課税標準額が過大であることを理由として、平成29年課税期間の消費税等について、課税標準額738万8000円、消費税額46万5444円、控除対象仕入税額37万5048円、納付税額9万0300円、地方消費税の課税標準となる消費税額9万0300円、地方消費税の納付譲渡割額2万4300円、消費税等の合計税額11万4600円とする更正の請求をした。(乙33の4)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙41の4)

- (5) 原告は、令和2年3月12日、処分行政庁に対し、期限後申告に係る課税標準額が過大であることを理由として、平成30年課税期間の消費税等について、課税標準額、消費税額、控除対象仕入税額、納付税額、地方消費税の課税標準となる消費税額、地方消費税の納付譲渡割額、消費税等の合計税額をいずれも0円とする更正の請求をした。(乙33の5)

処分行政庁は、令和2年6月11日付けで、原告に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。(乙41の5)

4 審査請求及び裁決

- (1) 原告は、国税不服審判所長に対し、令和2年2月23日、上記2の無申告加算税及び重加算税の賦課決定(平成29年課税期間については重加算税の賦課決定)についての審査請求をし(上記1(4)の平成29年課税期間に係る無申告加算税の賦課決定については不服申立てがされていない。乙42、43)、同年7月8日、上記3の更正をすべき理由がない旨の通知処分についての審査請求をした(乙44、45)。国税不服審判所長は、国税通則法104条1項の規定により、上記各審査請求について併合審理をした(甲1)。

- (2) 処分行政庁は、令和2年7月27日付けで、原告に対し、平成27年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額8万円、無申告加算税の額1万2000円、重加算税の額の基礎となる税額37万円、重加算税の額14万8000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定をした。(乙50の1)

処分行政庁は、令和2年7月27日付けで、原告に対し、平成28年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額12万円、無申告加算税の額1万8000円、重加算税の額の基礎となる税額21万円、重加算税の額8万4000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定をした。(乙50の2)

処分行政庁は、令和2年7月27日付けで、原告に対し、平成29年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額3万円、無申告加算税の額4500円、重加算税の額の基礎となる税額21万円、重加算税の額8万4000円とする無申告加算税の賦課決定及び重加算税の賦課決定の変更決定をした。(乙50の3)

処分行政庁は、令和2年7月27日付けで、原告に対し、平成30年課税期間の消費税等について、無申告加算税の額の基礎となる税額11万円、無申告加算税の額1万6500円、重加算税の額の基礎となる税額33万円、重加算税の額13万2000円とする無申告加算税及び重加算税の賦課決定の変更決定をした。(乙50の4)

国税不服審判所長は、国税通則法104条2項の規定により、上記変更決定のうち平成27年課税期間及び平成28年課税期間に係るものについて増額変更であるとして上記(1)の審査請求との併せ審理をした(平成29年課税期間及び平成30年課税期間に係るものについては減額変更であるとして併せ審理をしなかった。)(甲1)

(3) 国税不服審判所長は、令和3年2月16日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する裁決をした。(甲1)

課税処分及び通知処分の根拠

第1 所得税等関係

1 平成24年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠

(1) 総所得金額 577万9845円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 559万0113円

上記金額は、次の(ア)の総収入金額から、(イ)の必要経費の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 1634万2399円

上記金額は、平成24年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と同額である。

(イ) 必要経費の金額 1075万2286円

上記金額は、平成24年分の外注費719万0656円、地代家賃108万0855円、その他の経費248万0755円の合計額であり、これらの金額は、平成24年分の修正申告書に記載された金額と同額である。

イ 雑所得の金額 18万9732円

上記金額は、平成24年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 138万9837円

上記金額は、平成24年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。

(3) 課税総所得金額 439万円

上記金額は、上記(1)の総所得金額から、上記(2)の所得控除の額の合計額を控除した金額(1000円未満の端数は切捨て)である。

(4) 納付すべき税額 45万0500円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(5) 重加算税の額 15万7500円

上記金額は、平成24年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額45万0500円と、平成24年分の所得税の確定申告に係る納付すべき税額0円との差額45万円(1万円未満の端数は切捨て)に、国税通則法68条1項の規定により100分の35を乗じて算出した金額である。

2 平成25年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠

(1) 総所得金額 750万1155円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 731万3874円

上記金額は、次の(ア)の総収入金額から、(イ)の必要経費の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 2120万7659円

上記金額は、平成25年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と

同額である。

(イ) 必要経費の金額 1389万3785円

上記金額は、平成25年分の外注費933万1370円、地代家賃134万3093円、その他の経費321万9322円の合計額であり、これらの金額は、平成25年分の修正申告書に記載された金額と同額である。

イ 雑所得の金額 18万7281円

上記金額は、平成25年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 200万4710円

上記金額は、平成25年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。

(3) 課税総所得金額 549万6000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額から、上記(2)の所得控除の額の合計額を控除した金額(1000円未満の端数は切捨て)である。

(4) 納付すべき税額 68万5800円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額に、イの復興特別所得税の額を加算した金額(100円未満の端数は切捨て)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 67万1700円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 1万4105円

上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(5) 重加算税の額 23万8000円

上記金額は、平成25年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額68万5800円と、平成25年分の所得税の確定申告に係る納付すべき税額0円との差額68万円(1万円未満の端数は切捨て)に、国税通則法68条1項の規定により100分の35を乗じて算出した金額である。

3 平成26年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠

(1) 総所得金額 662万3729円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 662万3729円

上記金額は、次の(ア)の総収入金額から、(イ)の必要経費の金額を控除した金額である。

(ア) 総収入金額 1925万9756円

上記金額は、平成26年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と同額である。

(イ) 必要経費の金額 1263万6027円

上記金額は、平成26年分の外注費847万4293円、地代家賃123万8101円、その他の経費292万3633円の合計額であり、これらの金額は、平成26年分の修正申告書に記載された金額と同額である。

- イ 雑所得の金額 0円
 上記金額は、平成26年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。
- (2) 所得控除の額の合計額 170万3050円
 上記金額は、平成26年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。
- (3) 課税総所得金額 492万円
 上記金額は、上記(1)の総所得金額から、上記(2)の所得控除の額の合計額を控除した金額(1000円未満の端数は切捨て)である。
- (4) 納付すべき税額 56万8100円
 上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額に、イの復興特別所得税の額を加算した金額(100円未満の端数は切捨て)である。
- ア 課税総所得金額に対する税額 55万6500円
 上記金額は、上記(3)の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- イ 復興特別所得税の額 1万1686円
 上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- (5) 重加算税の額 19万6000円
 上記金額は、平成26年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額56万8100円と、平成26年分の所得税の確定申告に係る納付すべき税額0円との差額56万円(1万円未満の端数は切捨て)に、国税通則法68条1項の規定により100分の35を乗じて算出した金額である。
- 4 平成27年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠
- (1) 総所得金額 563万8519円
 上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。
- ア 事業所得の金額 533万8591円
 上記金額は、次の(ア)の総収入金額から、(イ)の必要経費の金額を控除した金額である。
- (ア) 総収入金額 1537万3576円
 上記金額は、平成27年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と同額である。
- (イ) 必要経費の金額 1003万4985円
 上記金額は、平成27年分の外注費718万2250円、地代家賃94万円、その他の経費191万2735円の合計額であり、これらの金額は、平成27年分の修正申告書に記載された金額と同額である。
- イ 雑所得の金額 29万9928円
 上記金額は、平成27年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。
- (2) 所得控除の額の合計額 121万9711円
 上記金額は、平成27年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。
- (3) 課税総所得金額 441万8000円

上記金額は、上記（１）の総所得金額から、上記（２）の所得控除の額の合計額を控除した金額（１０００円未満の端数は切捨て）である。

（４）納付すべき税額 ４６万５６００円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額に、イの復興特別所得税の額を加算した金額（１００円未満の端数は切捨て）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 ４５万６１００円

上記金額は、上記（３）の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 ９５７８円

上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（５）重加算税の額 １５万７５００円

上記金額は、平成２７年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額４６万５６００円と、処分行政庁が平成２８年６月１６日付けでした平成２７年分の所得税等についての更正における納付すべき税額１万１６００円との差額４５万円（１万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法６８条１項の規定により１００分の３５を乗じて算出した金額である。

５ 平成２８年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠

（１）総所得金額 ３５４万９８２０円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 ３２４万５８１１円

上記金額は、次の（ア）の総収入金額から、（イ）の必要経費の金額を控除した金額である。

（ア）総収入金額 １２０５万０５４２円

上記金額は、平成２８年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と同額である。

（イ）必要経費の金額 ８８０万４７３１円

上記金額は、平成２８年分の外注費５５８万５０００円、地代家賃９４万円、その他の経費２２７万９７３１円の合計額であり、これらの金額は、平成２８年分の修正申告書に記載された金額と同額である。

イ 雑所得の金額 ３０万４００９円

上記金額は、平成２８年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。

（２）所得控除の額の合計額 １３０万６５９５円

上記金額は、平成２８年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。

（３）課税総所得金額 ２２４万３０００円

上記金額は、上記（１）の総所得金額から、上記（２）の所得控除の額の合計額を控除した金額（１０００円未満の端数は切捨て）である。

（４）納付すべき税額 １２万９４００円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額に、イの復興特別所得税の額を加算し

た金額（100円未満の端数は切捨て）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 12万6800円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 2662円

上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（5）重加算税の額 4万2000円

上記金額は、平成28年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額12万9400円と、平成28年分の所得税の確定申告に係る納付すべき税額0円との差額12万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条1項の規定により100分の35を乗じて算出した金額である。

6 平成29年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠

（1）総所得金額 423万8536円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 393万5419円

上記金額は、次の（ア）の総収入金額から、（イ）の必要経費の金額を控除した金額である。

（ア）総収入金額 1091万8533円

上記金額は、平成29年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と同額である。

（イ）必要経費の金額 698万3114円

上記金額は、平成29年分の外注費452万4405円、地代家賃88万円、その他の経費157万8709円の合計額であり、これらの金額は、平成29年分の修正申告書に記載された金額と同額である。

イ 雑所得の金額 30万3117円

上記金額は、平成29年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。

（2）所得控除の額の合計額 140万6906円

上記金額は、平成29年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。

（3）課税総所得金額 283万1000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額から、上記（2）の所得控除の額の合計額を控除した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

（4）納付すべき税額 18万9400円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額に、イの復興特別所得税の額を加算した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 18万5600円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 3897円

上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(5) 重加算税の額 6万3000円

上記金額は、平成29年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額18万9400円と、平成29年分の所得税の確定申告に係る納付すべき税額6000円との差額18万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条1項の規定により10分の35を乗じて算出した金額である。

7 平成30年所得税通知処分及び所得税加算税賦課決定の根拠

(1) 総所得金額 554万8974円

上記金額は、次のアの事業所得の金額、イの雑所得の金額の合計額である。

ア 事業所得の金額 524万6306円

上記金額は、次の（ア）の総収入金額から、（イ）の必要経費の金額を控除した金額である。

（ア）総収入金額 1373万7112円

上記金額は、平成30年分の修正申告書に記載された事業所得に係る総収入金額等と同額である。

（イ）必要経費の金額 849万0806円

上記金額は、平成30年分の外注費569万7900円、地代家賃80万円、その他の経費199万2906円の合計額であり、これらの金額は、平成30年分の修正申告書に記載された金額と同額である。

イ 雑所得の金額 30万2668円

上記金額は、平成30年分の修正申告書に記載された雑所得の金額と同額である。

(2) 所得控除の額の合計額 134万9205円

上記金額は、平成30年分の修正申告書に記載された所得控除の額の合計額と同額である。

(3) 課税総所得金額 419万9000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額から、上記（2）の所得控除の額の合計額を控除した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

(4) 納付すべき税額 42万0900円

上記金額は、次のアの課税総所得金額に対する税額に、イの復興特別所得税の額を加算した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 41万2300円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額に、所得税法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

イ 復興特別所得税の額 8658円

上記金額は、上記アの課税総所得金額に対する税額に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(5) 重加算税の額 14万7000円

上記金額は、平成30年分の所得税の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額

42万0900円と、平成30年分の所得税の確定申告に係る納付すべき税額0円との差額42万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条1項の規定により100分の35を乗じて算出した金額である。

第2 消費税等関係

1 平成26年消費税通知処分及び消費税加算税賦課決定の根拠

(1) 課税標準額 1795万3000円

上記金額は、次のアの平成26年3月31日以前の金額、イの同年4月1日以降の金額の合計額である。

ア 平成26年3月31日以前の金額 438万円

上記金額は、平成26年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）1925万9756円のうち、平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額459万9886円に、105分の100を乗じて算出した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

イ 平成26年4月1日以降の金額 1357万3000円

上記金額は、平成26年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）1925万9756円のうち、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額1465万9870円に、108分の100を乗じて算出した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 103万0299円

上記金額は、次のアの平成26年3月31日以前の金額、イの同年4月1日以降の金額の合計額である。

ア 平成26年3月31日以前の金額 17万5200円

上記金額は、上記(1)アの課税標準額に、消費税法に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

イ 平成26年4月1日以降の金額 85万5099円

上記金額は、上記(1)イの課税標準額に、消費税法に規定する100分の6.3の税率を乗じて算出した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 40万2562円

上記金額は、次のアの平成26年3月31日以前の金額、イの同年4月1日以降の金額の合計額である。

ア 平成26年3月31日以前の金額 3万6557円

上記金額は、平成26年課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額723万4022円（外注費465万5440円、地代家賃20万円、その他の経費237万8582円の合計額）のうち、平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における課税仕入れに係る支払対価の額95万9644円（外注費31万5000円、地代家賃5万円、その他の経費59万4644円の合計額）に、105分の4を乗じて算出した金額である。

イ 平成26年4月1日以降の金額 36万6005円

上記金額は、平成26年課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額723万4022円（外注費465万5440円、地代家賃20万円、その他の経費237万8582円の合計額）のうち、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における課税

仕入れに係る支払対価の額627万4378円（外注費434万0440円、地代家賃15万円、その他の経費178万3938円の合計額）に、108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(4) 納付すべき消費税額 62万7700円

上記金額は、次のアの平成26年3月31日以前の金額、イの同年4月1日以降の金額の合計額（100円未満の端数は切捨て）である。

ア 平成26年3月31日以前の金額 13万8643円

上記金額は、上記(2)アの課税標準額に対する消費税額から、上記(3)アの控除対象仕入税額を控除した金額である。

イ 平成26年4月1日以降の金額 48万9094円

上記金額は、上記(2)イの課税標準額に対する消費税額から、上記(3)イの控除対象仕入税額を控除した金額である。

(5) 地方消費税の課税標準額 62万7700円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額と同額である。

(6) 納付すべき地方消費税額 16万6600円

上記金額は、次のアの平成26年3月31日以前の金額、イの同年4月1日以降の金額の合計額（100円未満の端数は切捨て）である。

ア 平成26年3月31日以前の金額 3万4660円

上記金額は、平成26年1月1日から同年3月31日までの期間における地方消費税の課税標準額（上記(4)アの納付すべき消費税額と同額）に、地方税法に規定する100分の25の税率を乗じて算出した金額である。

イ 平成26年4月1日以降の金額 13万1977円

上記金額は、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間における地方消費税の課税標準額（上記(4)イの納付すべき消費税額と同額）に、地方税法に規定する63分の17の税率を乗じて算出した金額である。

(7) 納付すべき消費税等の額 79万4300円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額、上記(6)の納付すべき地方消費税額の合計額である。

(8) 無申告加算税の額 6000円

上記金額は、平成26年課税期間の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額79万4300円のうち隠蔽又は仮装以外の事実のみに基づく税額4万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法66条1項の規定により100分の15を乗じて算出した金額である。

(9) 重加算税の額 30万円

上記金額は、平成26年課税期間の消費税等の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額79万4300円のうち隠蔽又は仮装の事実に基づく税額75万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条2項の規定により100分の40を乗じて算出した金額である。

2 平成27年消費税通知処分及び消費税加算税賦課決定の根拠

(1) 課税標準額 1423万4000円

上記金額は、平成27年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）1537万3576円に、108分の100を乗じて算出した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 89万6742円

上記金額は、上記(1)の課税標準額に、消費税法に規定する100分の6.3の税率を乗じて算出した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 53万6740円

上記金額は、平成27年課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額920万1265円（外注費718万2250円、地代家賃20万円、その他の経費181万9015円の合計額）に、108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(4) 納付すべき消費税額 36万円

上記金額は、上記(2)の課税標準額に対する消費税額から、上記(3)の控除対象仕入税額を控除した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

(5) 地方消費税の課税標準額 36万円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額と同額である。

(6) 納付すべき地方消費税額 9万7100円

上記金額は、上記(5)の地方消費税の課税標準額に、地方税法に規定する63分の17の税率を乗じて算出した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

(7) 納付すべき消費税等の額 45万7100円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額、上記(6)の納付すべき地方消費税額の合計額である。

(8) 無申告加算税の額 1万2000円

上記金額は、平成27年課税期間の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額45万7100円のうち隠蔽又は仮装以外の事実のみに基づく税額8万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法66条1項の規定により100分の15を乗じて算出した金額である。

(9) 重加算税の額 14万8000円

上記金額は、平成27年課税期間の消費税等の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額45万7100円のうち隠蔽又は仮装の事実に基づく税額37万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条2項の規定により100分の40を乗じて算出した金額である。

3 平成28年消費税通知処分及び消費税加算税賦課決定の根拠

(1) 課税標準額 1115万7000円

上記金額は、平成28年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）1205万0542円に、108分の100を乗じて算出した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 70万2891円

上記金額は、上記(1)の課税標準額に、消費税法に規定する100分の6.3の税率を乗じて算出した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 43万1400円

上記金額は、平成28年課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額739万5431円（外注費558万5000円、地代家賃20万円、その他の経費161万0431円の合計額）に、108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(4) 納付すべき消費税額 27万1400円

上記金額は、上記(2)の課税標準額に対する消費税額から、上記(3)の控除対象仕入税額を控除した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

(5) 地方消費税の課税標準額 27万1400円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額と同額である。

(6) 納付すべき地方消費税額 7万3200円

上記金額は、上記(5)の地方消費税の課税標準額に、地方税法に規定する63分の17の税率を乗じて算出した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

(7) 納付すべき消費税等の額 34万4600円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額、上記(6)の納付すべき地方消費税額の合計額である。

(8) 無申告加算税の額 1万8000円

上記金額は、平成28年課税期間の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額34万4600円のうち隠蔽又は仮装以外の事実のみに基づく税額12万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法66条1項の規定により100分の15を乗じて算出した金額である。

(9) 重加算税の額 8万4000円

上記金額は、平成28年課税期間の消費税等の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額34万4600円のうち隠蔽又は仮装の事実に基づく税額21万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条2項の規定により100分の40を乗じて算出した金額である。

4 平成29年消費税通知処分及び消費税加算税賦課決定の根拠

(1) 課税標準額 1010万9000円

上記金額は、平成29年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）1091万8533円に、108分の100を乗じて算出した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

(2) 課税標準額に対する消費税額 63万6867円

上記金額は、上記(1)の課税標準額に、消費税法に規定する100分の6.3の税率を乗じて算出した金額である。

(3) 控除対象仕入税額 34万7048円

上記金額は、平成29年課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額594万9400円（外注費452万4405円、地代家賃20万円、その他の経費122万4995円の合計額）に、108分の6.3を乗じて算出した金額である。

(4) 納付すべき消費税額 28万9800円

上記金額は、上記(2)の課税標準額に対する消費税額から、上記(3)の控除対象仕入税額を控除した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

(5) 地方消費税の課税標準額 28万9800円

上記金額は、上記（４）の納付すべき消費税額と同額である。

（６）納付すべき地方消費税額 7万8200円

上記金額は、上記（５）の地方消費税の課税標準額に、地方税法に規定する63分の17の税率を乗じて算出した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

（７）納付すべき消費税等の額 36万8000円

上記金額は、上記（４）の納付すべき消費税額、上記（６）の納付すべき地方消費税額の合計額である。

（８）無申告加算税の額 4500円

上記金額は、平成29年課税期間の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額25万3400円のうち隠蔽又は仮装以外の事実のみに基づく税額3万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法66条1項の規定により100分の15を乗じて算出した金額である。

（９）重加算税の額 8万4000円

上記金額は、平成29年課税期間の消費税等の修正申告により新たに納付すべきこととなった税額25万3400円のうち隠蔽又は仮装の事実に基づく税額21万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条2項の規定により100分の40を乗じて算出した金額である。

5 平成30年消費税通知処分及び消費税加算税賦課決定の根拠

（１）課税標準額 1271万9000円

上記金額は、平成30年課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（総収入金額）1373万7112円に、108分の100を乗じて算出した金額（1000円未満の端数は切捨て）である。

（２）課税標準額に対する消費税額 80万1297円

上記金額は、上記（１）の課税標準額に、消費税法に規定する100分の6.3の税率を乗じて算出した金額である。

（３）控除対象仕入税額 44万5492円

上記金額は、平成30年課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額763万7018円（外注費569万7900円、地代家賃20万円、その他の経費173万9118円の合計額）に、108分の6.3を乗じて算出した金額である。

（４）納付すべき消費税額 35万5800円

上記金額は、上記（２）の課税標準額に対する消費税額から、上記（３）の控除対象仕入税額を控除した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

（５）地方消費税の課税標準額 35万5800円

上記金額は、上記（４）の納付すべき消費税額と同額である。

（６）納付すべき地方消費税額 9万6000円

上記金額は、上記（５）の地方消費税の課税標準額に、地方税法に規定する63分の17の税率を乗じて算出した金額（100円未満の端数は切捨て）である。

（７）納付すべき消費税等の額 45万1800円

上記金額は、上記（４）の納付すべき消費税額、上記（６）の納付すべき地方消費税額の合計額である。

(8) 無申告加算税の額 1万6500円

上記金額は、平成30年課税期間の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額45万1800円のうち隠蔽又は仮装以外の事実のみに基づく税額11万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法66条1項の規定により100分の15を乗じて算出した金額である。

(9) 重加算税の額 13万2000円

上記金額は、平成30年課税期間の消費税等の期限後申告により新たに納付すべきこととなった税額45万1800円のうち隠蔽又は仮装の事実に基づく税額33万円（1万円未満の端数は切捨て）に、国税通則法68条2項の規定により100分の40を乗じて算出した金額である。

別表1 本件各年分の所得税等の事業所得の金額

(単位:円)

項目	年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	
総収入金額	①	16,342,399	21,207,659	19,259,766	15,373,576	12,050,542	10,918,533	13,737,112	
必 要 経 費	外注費	②	7,190,656	9,331,370	8,474,293	7,182,250	5,585,000	4,524,405	5,697,900
	地代家賃	③	1,080,855	1,343,093	1,238,101	940,000	940,000	880,000	800,000
	その他の経費	④	2,480,775	3,219,322	2,923,633	1,912,735	2,279,731	1,578,709	1,992,906
	租税公課	⑦	42,490	55,140	50,075	93,720	34,500	7,450	7,524
	水道光熱費	⑧	117,665	152,695	138,670	124,200	95,112	73,138	80,029
	旅費交通費	⑨	4,903	6,362	5,778	-	4,000	3,000	5,000
	通信費	⑩	17,977	23,328	21,186	24,276	-	3,200	31,112
	接待交際費	⑪	76,809	99,676	90,521	37,202	77,114	68,000	50,000
	損害保険料	⑫	98,054	127,246	115,559	-	94,800	96,264	96,264
	修繕費	⑬	73,541	95,434	86,669	99,710	72,122	35,949	27,280
	消耗品費	⑭	83,346	108,159	98,225	181,066	11,199	2,538	98,412
	減価償却費	⑮	321,945	417,791	379,417	-	540,000	250,000	150,000
	福利厚生費	⑯	32,685	42,415	38,520	-	17,315	8,250	77,500
	駐車場	⑰	135,642	176,024	159,856	143,880	-	143,880	143,000
	リース料	⑱	166,692	216,318	196,450	108,979	49,350	200,150	150,768
	ガソリン代	⑲	289,260	375,376	340,898	238,288	180,005	122,552	399,386
	材料費	㉑	836,731	1,085,832	986,100	836,959	902,733	432,301	489,423
土建組合費	㉒	55,564	72,106	66,483	-	24,600	-	155,220	
雑費	㉓	127,471	165,420	150,226	24,455	176,881	132,037	30,988	
計	⑤	10,752,286	13,893,785	12,636,027	10,034,985	8,804,731	6,983,114	8,490,806	
事業所得の金額 (① - ⑤)	⑥	5,590,113	7,313,874	6,623,729	5,338,591	3,245,811	3,935,419	5,246,306	

別表2 平成27年分ないし平成30年分の平均経費率の算定

項目	年分等	平成27年分		平成28年分		平成29年分		平成30年分		平均経費率 (A)	
		経費率算定の 基礎となる金額	経費率	経費率算定の 基礎となる金額	経費率	経費率算定の 基礎となる金額	経費率	経費率算定の 基礎となる金額	経費率		
総収入金額	①	15,378,576		12,050,542		10,918,533		13,737,112			
必要経費	外注費	②	7,182,250	0.4672	5,585,000	0.4635	4,524,405	0.4144	5,697,900	0.4148	0.4400
	地代家賃	③	740,000	0.0481	740,000	0.0614	680,000	0.0623	600,000	0.0437	0.0539
	租税公課	④	93,720	0.0061	34,500	0.0029	7,450	0.0007	7,524	0.0005	0.0026
	水道光熱費	⑤	124,200	0.0081	95,112	0.0079	73,138	0.0067	80,029	0.0058	0.0072
	旅費交通費	⑥	-	-	4,000	0.0003	3,000	0.0003	5,000	0.0004	0.0003
	通信費	⑦	24,276	0.0016	-	-	3,200	0.0003	31,112	0.0023	0.0011
	接待交際費	⑧	37,202	0.0024	77,114	0.0064	68,000	0.0062	50,000	0.0036	0.0047
	損害保険料	⑨	-	-	94,800	0.0079	96,264	0.0088	96,264	0.0070	0.0060
	修繕費	⑩	99,710	0.0065	72,122	0.0060	35,949	0.0033	27,280	0.0020	0.0045
	消耗品費	⑪	181,066	0.0118	11,199	0.0009	2,538	0.0002	98,412	0.0072	0.0051
	減価償却費	⑫	-	-	540,000	0.0448	250,000	0.0229	150,000	0.0109	0.0197
	福利厚生費	⑬	-	-	17,315	0.0014	8,250	0.0008	77,500	0.0056	0.0020
	駐車場	⑭	143,880	0.0094	-	-	143,880	0.0132	143,000	0.0104	0.0083
	リース料	⑮	108,979	0.0071	49,350	0.0041	200,150	0.0183	150,768	0.0110	0.0102
	ガソリン代	⑯	238,288	0.0155	180,005	0.0149	122,552	0.0112	399,386	0.0291	0.0177
	材料費	⑰	836,959	0.0544	902,733	0.0749	432,301	0.0396	489,423	0.0356	0.0512
	土建組合費	⑱	-	-	24,600	0.0020	-	-	156,220	0.0114	0.0034
	金物代	⑲	-	-	87,769	0.0073	84,187	0.0077	-	-	0.0038
	雑費	⑳	24,455	0.0016	89,112	0.0074	47,850	0.0044	30,988	0.0023	0.0040
計	㉑	9,834,985		8,604,731		6,783,114		8,290,806			

- (注)1 「経費率」欄の各計数は、平成27年分ないし平成30年分の「総収入金額」①欄に占める各「必要経費」②ないし㉑欄の金額の割合(小数点以下第5位を四捨五入した計数)である。
 2 「平均経費率」欄の各計数は、平成27年分ないし平成30年分の経費率の平均値(小数点第5位を切り上げた数値)である。
 3 「地代家賃」③欄の各金額は、本件各収支内訳書(乙18の1ないし乙18の4)の「地代家賃」⑤欄に記載された金額(倉庫代金200,000円を加算する前の金額)である。

別表3 平成24年分ないし平成26年分の必要経費の額の算定

(単位：円)

項目	年分等		平成24年分	平成25年分	平成26年分
		平均経費率 (A)	算出金額 (B×A)	算出金額 (B×A)	算出金額 (B×A)
総収入金額 (B)			16,342,399	21,207,659	19,259,756
必 要 の 経 費	外注費 ①	0.4400	7,190,656	9,331,370	8,474,293
	地代家賃 ②	0.0539	1,080,855	1,343,093	1,238,101
	租税公課 ③	0.0026	42,490	55,140	50,075
	水道光熱費 ④	0.0072	117,665	152,695	138,670
	旅費交通費 ⑤	0.0003	4,903	6,362	5,778
	通信費 ⑥	0.0011	17,977	23,328	21,186
	接待交際費 ⑦	0.0047	76,809	99,676	90,521
	損害保険料 ⑧	0.0060	98,054	127,246	115,559
	修繕費 ⑨	0.0045	73,541	95,434	86,669
	消耗品費 ⑩	0.0051	83,346	108,159	98,225
	減価償却費 ⑪	0.0197	321,945	417,791	379,417
	福利厚生費 ⑫	0.0020	32,685	42,415	38,520
	駐(車)場 ⑬	0.0083	135,642	176,024	169,856
	リース料 ⑭	0.0102	166,692	216,318	196,450
	ガソリン代 ⑮	0.0177	289,260	375,376	340,898
	材料費 ⑯	0.0512	836,731	1,085,832	986,100
	土建組合費 ⑰	0.0034	55,564	72,106	65,483
	金物(代) ⑱	0.0038	62,101	80,589	73,187
	雑費 ⑲	0.0040	65,370	84,831	77,039
	その他の経費合計 (②ないし⑲の計) ㉔			3,561,630	4,562,415
必要経費の合計 (①+㉔) ㉕			10,752,286	13,893,785	12,636,027

- (注)1 「総収入金額(B)」欄の各金額は、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の各修正申告書(乙9の1ないし乙9の3)の第一表の「収入金額、事業(営業等)」⑦欄に記載された金額である。
 2 「平均経費率(A)」欄の各計数は、別表2の「平均経費率」欄の各計数である。
 3 「算出金額」欄の各金額は、1円未満の端数を四捨五入した後の金額である。
 4 「地代家賃」②欄の「算出金額」欄の各金額は、総収入金額(B)に地代家賃に係る平均経費率(A)を乗じて算出した金額に倉庫代200,000円を加算した金額である。

別表4 本件各課税期間の消費税等に係る課税仕入れの支払対価の額

(単位:円)

課税期間 項目・順号	平成26年 課税期間			平成27年 課税期間	平成28年 課税期間	平成29年 課税期間	平成30年 課税期間
	課税取引金額	うち税率4% 適用分	うち税率6.3% 適用分	課税取引金額	課税取引金額	課税取引金額	課税取引金額
外注費 ①	4,655,440	315,000	4,340,440	7,182,250	5,585,000	4,524,405	5,697,900
地代家賃 ②	200,000	50,000	150,000	200,000	200,000	200,000	200,000
租税公課 ③	0	0	0	0	0	0	0
水道光熱費 ④	138,670	34,668	104,002	124,200	95,112	73,138	80,029
旅費交通費 ⑤	5,778	1,444	4,334		4,000	3,000	5,000
通信費 ⑥	21,186	5,296	15,890	24,276		3,200	31,112
接待交際費 ⑦	90,521	22,630	67,891	37,202	77,114	68,000	50,000
損害保険料 ⑧	0	0	0	0	0	0	0
修繕費 ⑨	86,669	21,667	65,002	99,710	72,122	35,949	27,280
消耗品費 ⑩	98,225	24,556	73,669	181,066	11,199	2,538	98,412
減価償却費 ⑪	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費 ⑫	38,520	9,630	28,890		17,315	8,250	77,500
駐車場 ⑬	159,856	39,964	119,892	143,880		143,880	143,000
リース料 ⑭	196,450	49,112	147,338	108,979	49,350	200,150	150,768
ガソリン代 ⑮	340,898	85,224	255,674	238,288	180,005	122,552	399,386
材料費 ⑯	986,100	246,525	739,575	836,959	902,733	432,301	489,423
土建組合費 ⑰	65,483	16,371	49,112		24,600		156,220
雑費 ⑱	150,226	37,557	112,669	24,455	176,881	132,037	30,988
合計 ⑲	7,234,022	959,644	6,274,378	9,201,265	7,395,431	5,949,400	7,637,018